

**第6期羽島市障害福祉計画  
第2期羽島市障害児福祉計画**

令和3年度（2021年）～令和5年度（2023年）

令和3年3月  
羽島市



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨	1
2	障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
<b>第2章</b>	<b>羽島市の障がい者の現状</b> .....	<b>5</b>
1	羽島市の人口	5
(1)	年齢3区分別人口の推移.....	5
2	羽島市の手帳所持者の状況	5
(1)	手帳種別障害者手帳所持者数の推移.....	5
3	身体障がい者の状況	6
(1)	年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移.....	6
(2)	等級別身体障害者手帳所持者数の推移.....	6
(3)	障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移.....	7
4	知的障がい者の状況	7
(1)	年齢3区分別療育手帳所持者数の推移.....	7
(2)	等級別療育手帳所持者数の推移.....	8
5	精神障がい者の状況	8
(1)	年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	8
(2)	等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	9
6	難病認定者の状況	9
(1)	難病認定者数.....	9
7	障がい福祉サービス	10
(1)	障がい福祉サービス支給決定者数の推移.....	10
(2)	障害支援区分別認定者数の推移.....	10
(3)	地域生活支援事業実利用者数の推移.....	11
(4)	障がい児通所支援支給決定者数の推移.....	11
8	調査結果からみる障がい者の現状	12
(1)	調査の概要.....	12
(2)	調査の結果.....	13
<b>第3章</b>	<b>基本指針の概要</b> .....	<b>29</b>
1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針	29
(1)	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	29

(2)	市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 .....	29
(3)	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 .....	30
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組.....	31
(5)	障害児の健やかな育成のための発達支援.....	31
(6)	障害福祉人材の確保 .....	32
(7)	障害者の社会参加を支える取組.....	32
<b>2</b>	<b>障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</b>	<b>33</b>
(1)	必要とされる訪問系サービスの保障.....	33
(2)	希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障.....	33
(3)	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実.....	33
(4)	福祉施設から一般就労への移行等の推進.....	33
(5)	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実.....	33
(6)	依存症対策の推進 .....	33
<b>3</b>	<b>第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績</b>	<b>34</b>
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	34
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	35
(3)	地域生活支援拠点等の整備 .....	35
(4)	福祉施設から一般就労への移行等.....	36
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等.....	38
<b>4</b>	<b>第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標</b>	<b>40</b>
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	40
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	41
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	42
(4)	福祉施設から一般就労への移行等.....	43
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等.....	45
(6)	相談支援体制の充実・強化等.....	46
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	47
(8)	発達障がいのある人及びその家族等に対する支援.....	48
<b>第4章</b>	<b>障がい福祉サービス提供の見込み量と確保の方策.....</b>	<b>49</b>
<b>1</b>	<b>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系</b>	<b>49</b>
(1)	訪問系サービス .....	50
(2)	日中活動系サービス .....	51
(3)	居住系サービス .....	55
(4)	相談支援 .....	56

<b>第5章</b>	<b>地域生活支援事業の見込み量と確保の方策</b>	<b>58</b>
1	必須事業	58
(1)	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	58
(2)	相談支援事業	59
(3)	成年後見制度利用支援事業	59
(4)	意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	60
(5)	日常生活用具給付等事業	60
(6)	移動支援事業	61
(7)	地域活動支援センター事業	61
2	任意事業	62
(1)	訪問入浴サービス事業	62
(2)	日中一時支援事業	62
(3)	点字・声の広報等発行事業	62
(4)	自動車運転免許取得・改造助成事業	63
<b>第6章</b>	<b>障がい児福祉サービス提供の見込み量と確保の方策</b>	<b>64</b>
(1)	障がい児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）	64
(2)	障がい児相談支援（利用援助・モニタリング）	65
(3)	障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制	66
<b>第7章</b>	<b>計画推進体制</b>	<b>68</b>
(1)	制度の普及啓発と地域住民の理解の促進	68
(2)	関係機関等の連携	68
(3)	計画の評価・進捗管理	69

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本計画の前計画にあたる「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定以降の障がい児者に係る法制度の動きをみると、まず本計画の根拠法令である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法）」について、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱にした改正法が平成30年4月に施行されました。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法）」（平成28年4月）は施行から4年が経過し、障がい者当事者も交えた見直しが行われています。

さらに、令和2年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」）が改正されました。これは、平成30年に発覚した公的機関の障がい者雇用数の水増し問題の再発防止策を強化するとともに、民間事業主に対する障がい者雇用を促進する取組が盛り込まれています。

本市においても、障がいのある方の地域生活を支援するため、平成18年度より「障害福祉計画」を策定し、サービス基盤の整備等、施策を推進してきました。令和2年度は「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の改定年度となっており、各施策の進捗状況を点検・評価し、関係する指針や調査結果を踏まえて、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

### ※障害の表記に関して

「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後文脈から人や人の状況を表す場合は「障がい」としてはいますが、ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりする恐れがある言葉、具体的には、以下の場合について「障害」と表記しています。

- |   |
|---|
| <p>①法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称、法律・条例等で使用されている用語、関係団体の名称、関係機関の名称</p> <p>②人の状態を表すものでない言葉</p> |
|---|

## 2 障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」として、障害者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的としています。障害者基本計画と障害者福祉計画、障害児福祉計画は密接な関係にあるため、「羽島市障害者計画」の理念を踏まえ本計画を策定します。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。また、障害児福祉計画は、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、障がい児通所支援や障がい児相談支援の必要なサービス量の見込みを示すなど、障がい児支援の提供体制を確保するための方策を明らかにするための計画です。なお、障害児福祉計画は障害福祉計画とその内容について、関係性が高いことから一体のものとして作成することができることとなっています。

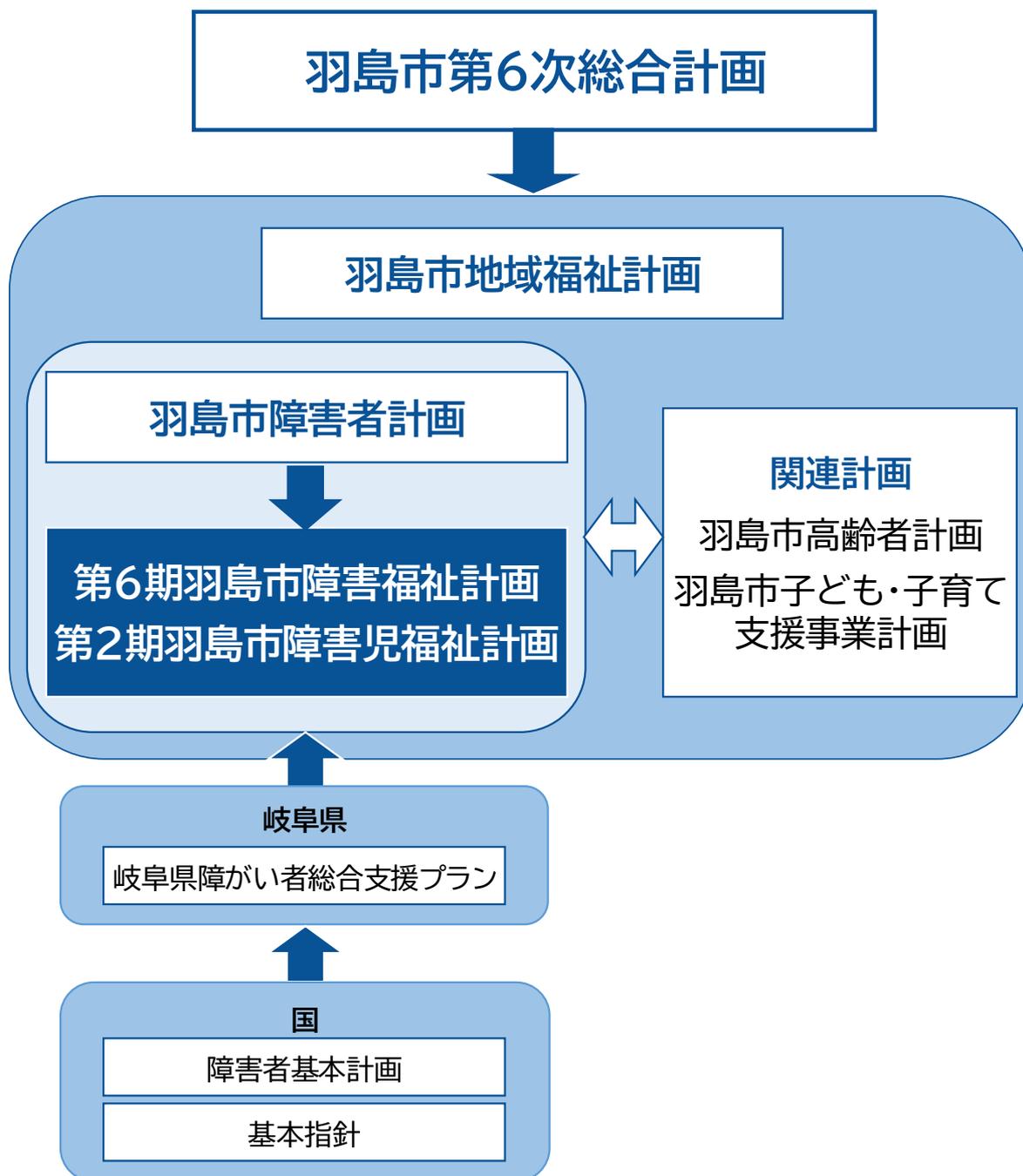
策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されており、本市の実情を反映した計画として策定します。

### ■ 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	羽島市障害者計画	第 6 期羽島市障害福祉計画	第 2 期羽島市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画(基本計画的)	障がい福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)
計画期間	6 年	3 年	3 年
備考	策定義務(平成 18 年度～)	策定義務(平成 18 年度～)	策定義務(平成 30 年度～)

### 3 計画の位置づけ

本計画は、羽島市第6次総合計画を上位計画とし、「羽島市障害者計画」等、既存の関連計画との整合性を保ちながら、市が取り組むべき今後の障がい福祉サービスなどの施策の基本方向を定めるものです。



## 4 計画の期間

「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」は、前期計画（平成30年3月策定）の検証・評価を踏まえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る令和5年度（2023年度）末の目標値や令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量を設定します。

計画期間は、ともに令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の3年間とします。また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある方のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

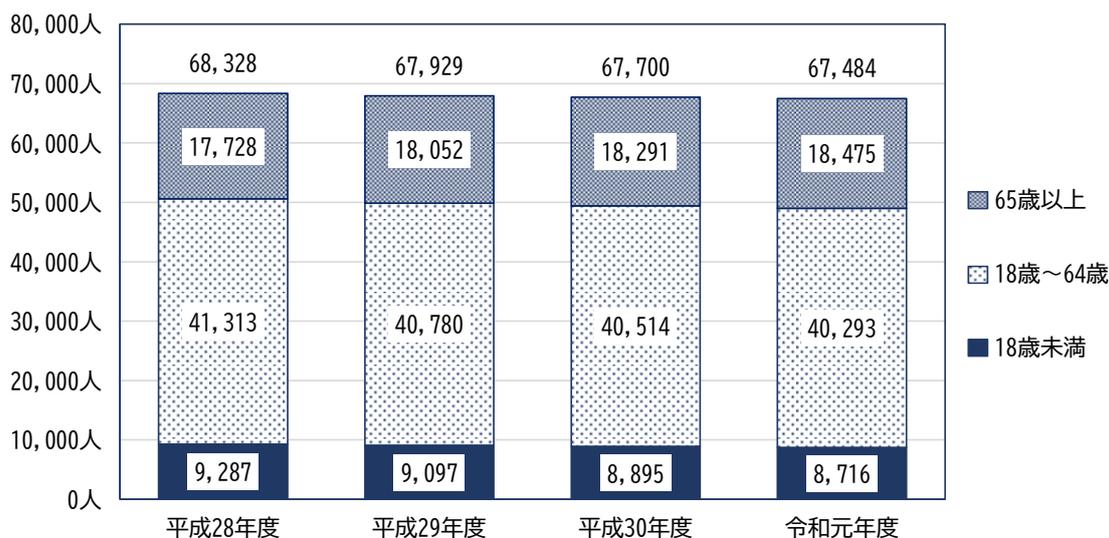
年度 計画	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
羽島市 障害者 計画	平成24(2012)～ 平成29(2017)			平成30(2018)～令和5(2023)					令和6(2024)～ 令和11(2029)			
羽島市 障害 福祉計画	第4期計画			第5期計画		第6期計画		第7期計画				
羽島市 障害児 福祉計画				第1期計画		第2期計画		第3期計画				

## 第2章 羽島市の障がい者の現状

### 1 羽島市の人口

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

羽島市の総人口は年々減少しており、令和元年度は67,484人となっています。年齢3区分別で見ると、「18歳未満」と「18～64歳」は減少、「65歳以上」は増加を続けています。

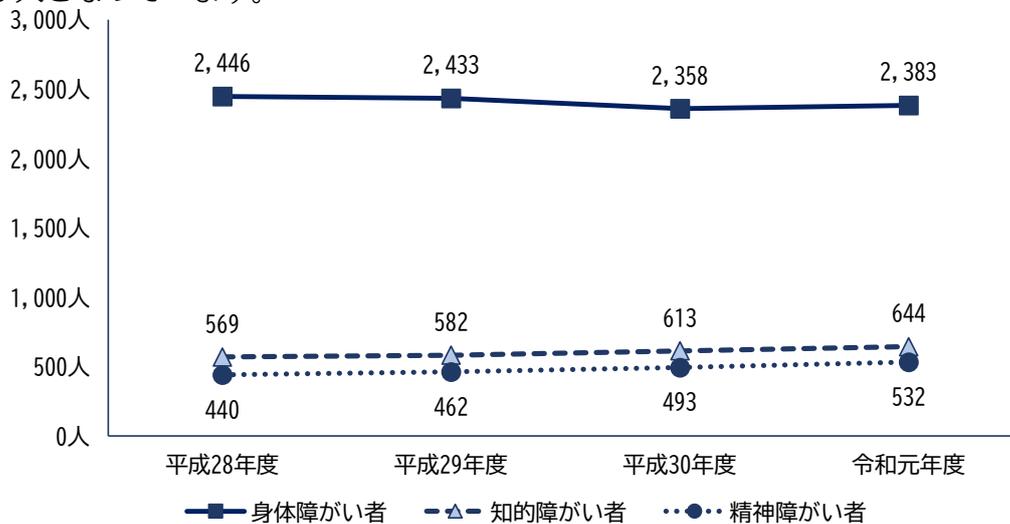


資料：市民課（各年度3月31日時点）

### 2 羽島市の手帳所持者の状況

#### (1) 手帳種別障害者手帳所持者数の推移

「知的障がい者」と「精神障がい者」は年々増加しており、令和元年度では「知的障がい者」が644人、「精神障がい者」が532人となっています。また、「身体障がい者」は令和元年度では2,383人となっています。

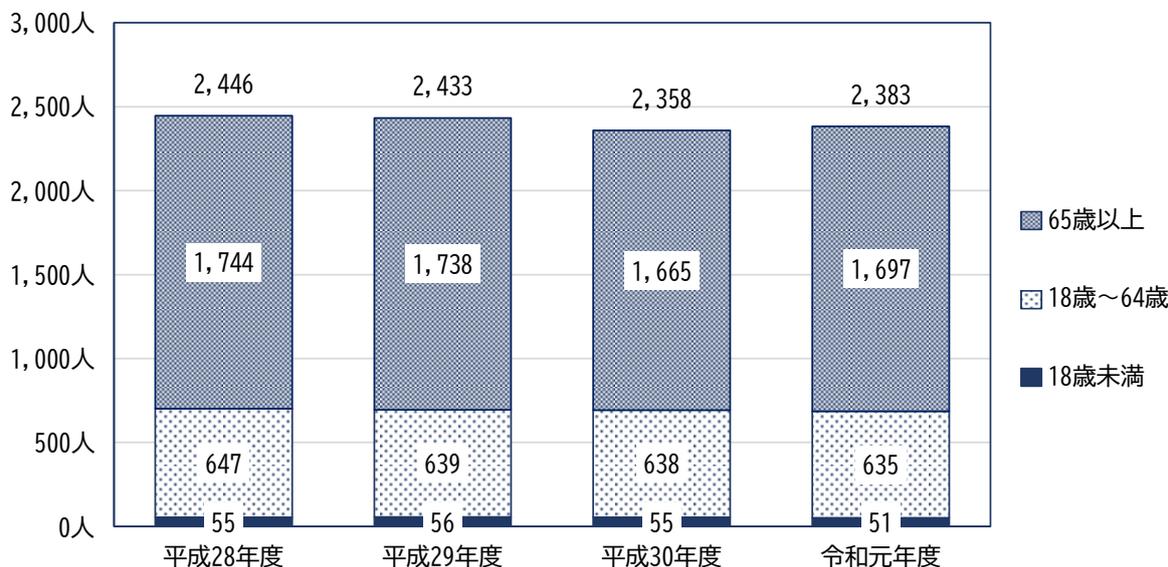


(各年度3月31日時点)

### 3 身体障がい者の状況

#### (1) 年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移

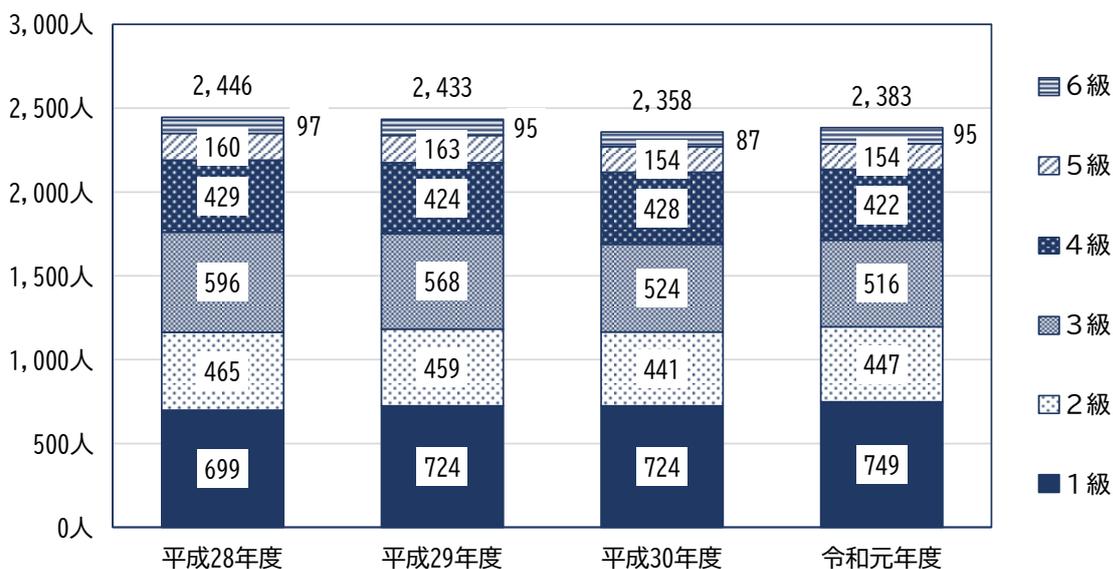
「65歳以上」は、平成28年度から平成30年度にかけて減少していましたが、令和元年度では32人増の1,697人となっています。



資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

#### (2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

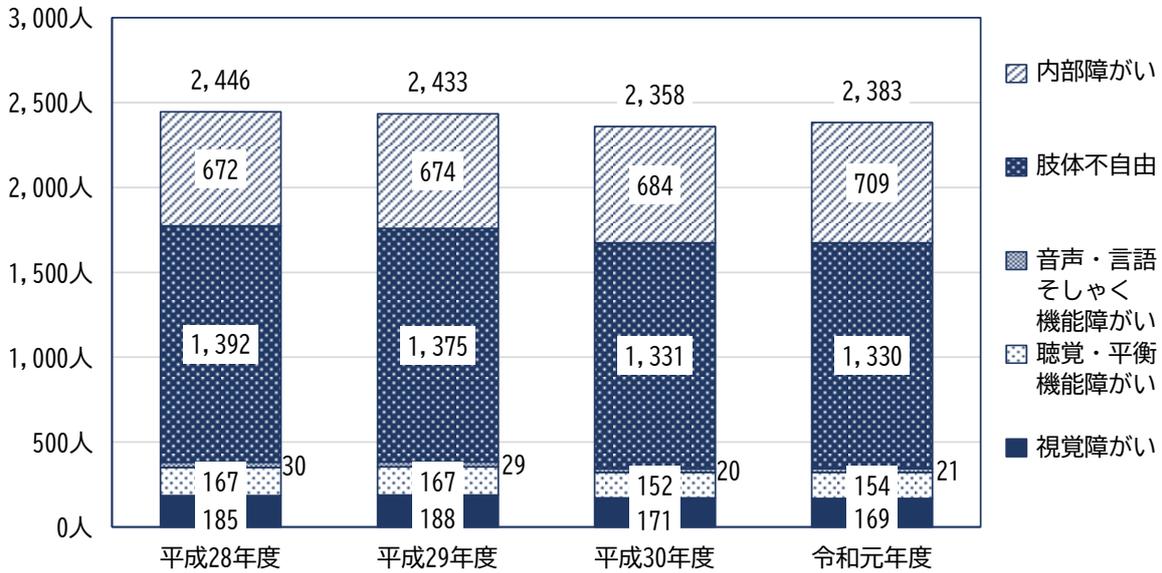
いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「3級」「2級」「4級」「5級」「6級」の順となっています。また、平成28年度から令和元年度にかけて、「3級」は80人減、「1級」は50人増となっています。



資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

### (3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」の順となっています。また、平成28年度から令和元年度にかけて、「肢体不自由」は62人減、「内部障がい」は37人増となっています。

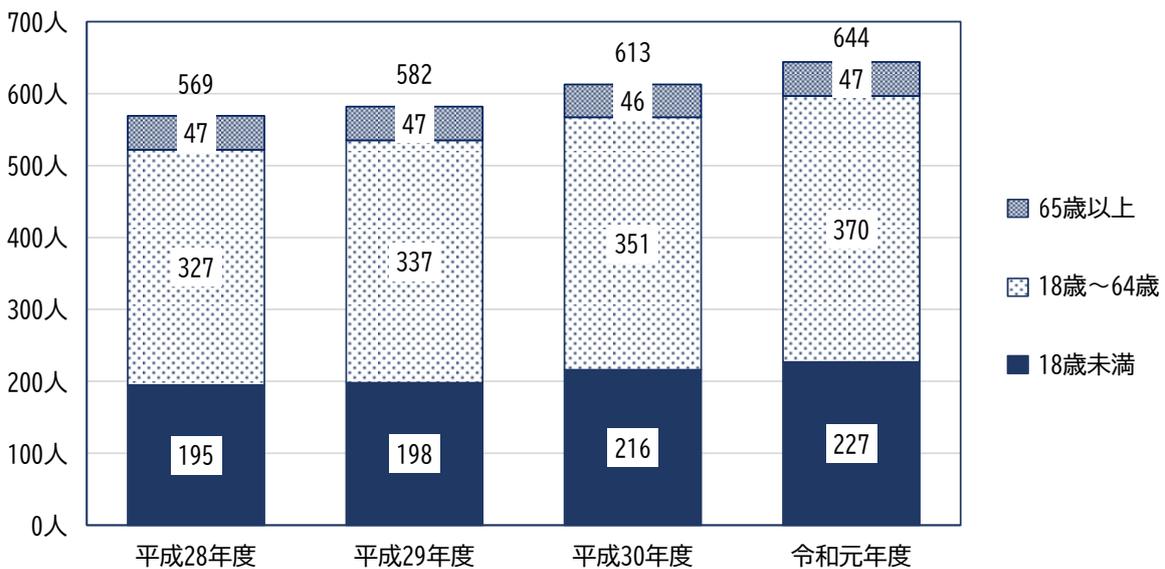


資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

## 4 知的障がい者の状況

### (1) 年齢3区分別療育手帳所持者数の推移

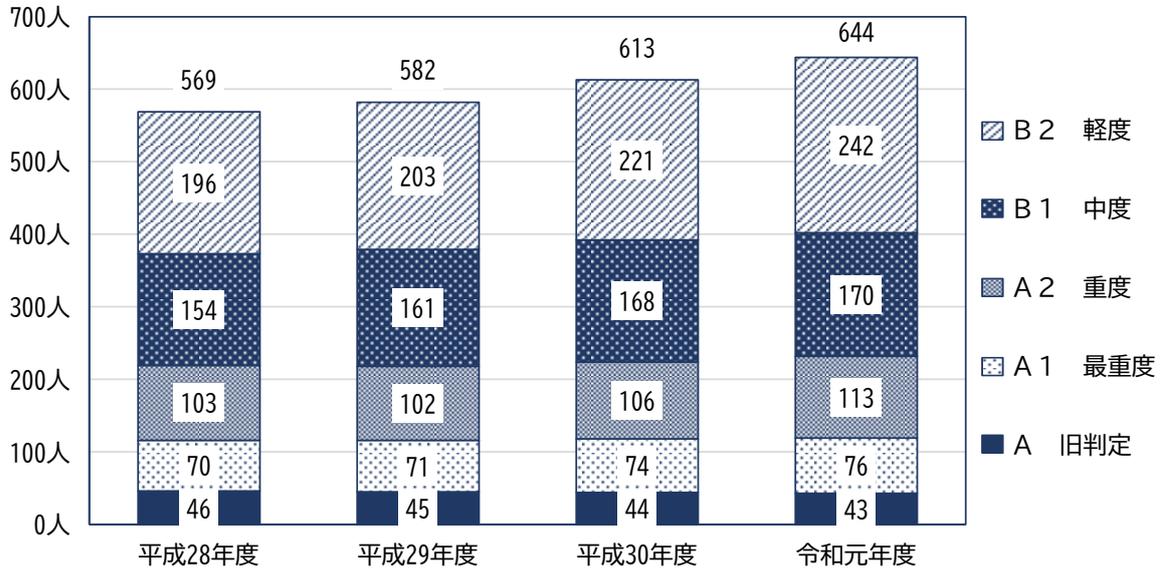
「18～64歳」と「18歳未満」は年々増加を続けており、平成28年度から令和元年度にかけて、「18～64歳」は43人増、「18歳未満」は32人増となっています。



資料：岐阜県知的障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

## (2) 等級別療育手帳所持者数の推移

「A 旧判定」を除いて、年々増加しています。なかでも「B2 軽度」は、平成28年度から令和元年度にかけて46人増となっています。

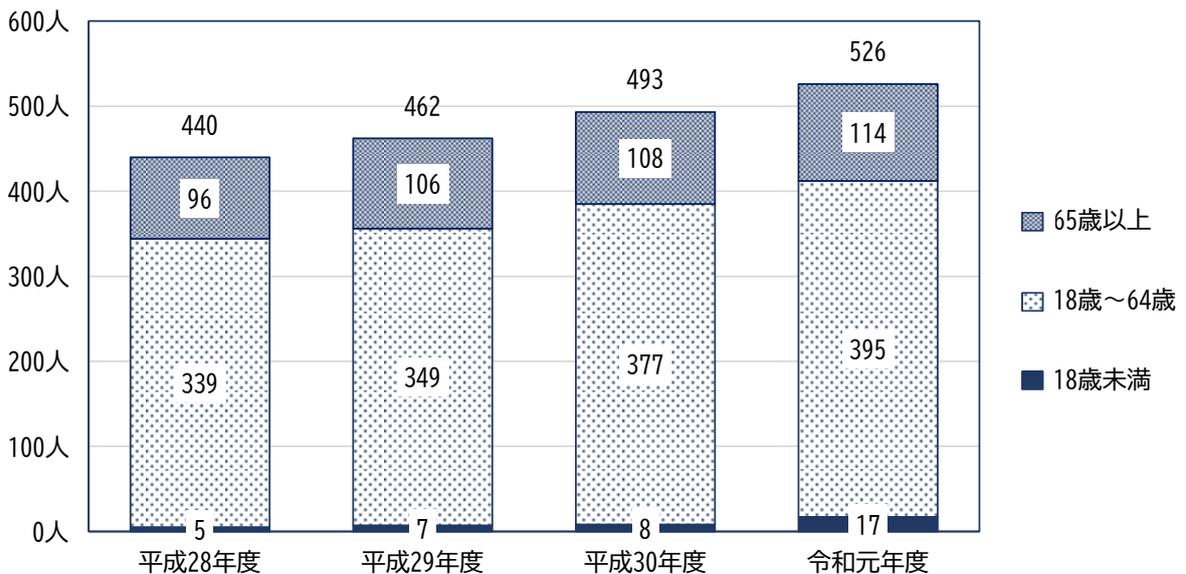


資料：岐阜県知的障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

## 5 精神障がい者の状況

### (1) 年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

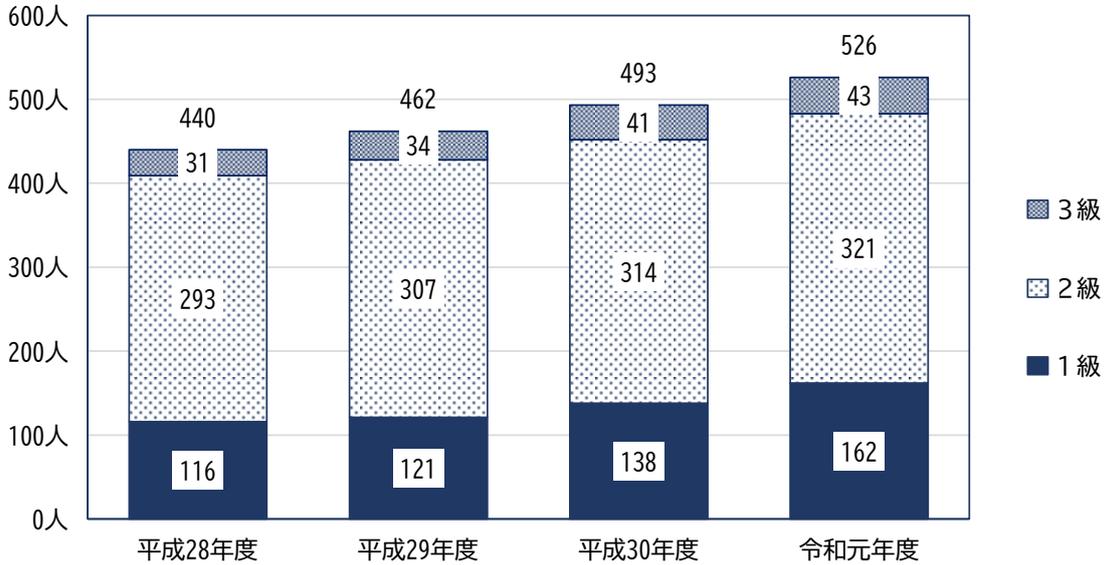
いずれの年齢区分も、年々増加しています。なかでも「18～64歳」は、平成28年度から令和元年度にかけて56人増となっています。



資料：岐阜保健所（各年度3月31日時点）

## (2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

いずれの等級も、年々増加しています。なかでも「1級」は、平成28年度から令和元年度にかけて46人増となっています。

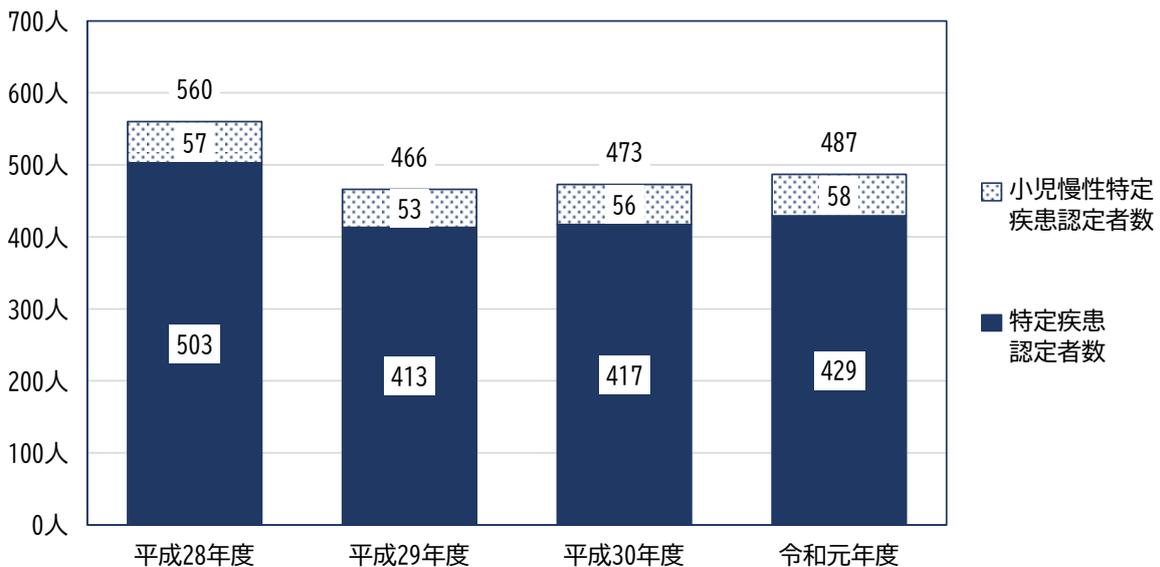


資料：岐阜保健所（各年度3月31日時点）

## 6 難病認定者の状況

### (1) 難病認定者数

難病認定者数は、令和元年度では特定疾患認定者が429人、小児慢性特定疾患認定者数が58人となっています。

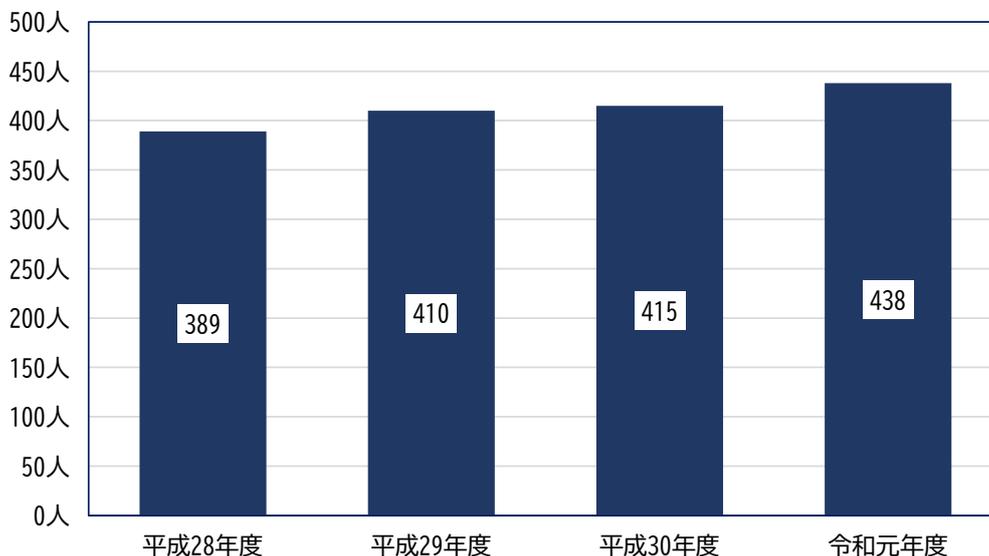


資料：岐阜保健所（各年度3月31日時点）

## 7 障がい福祉サービス

### (1) 障がい福祉サービス支給決定者数の推移

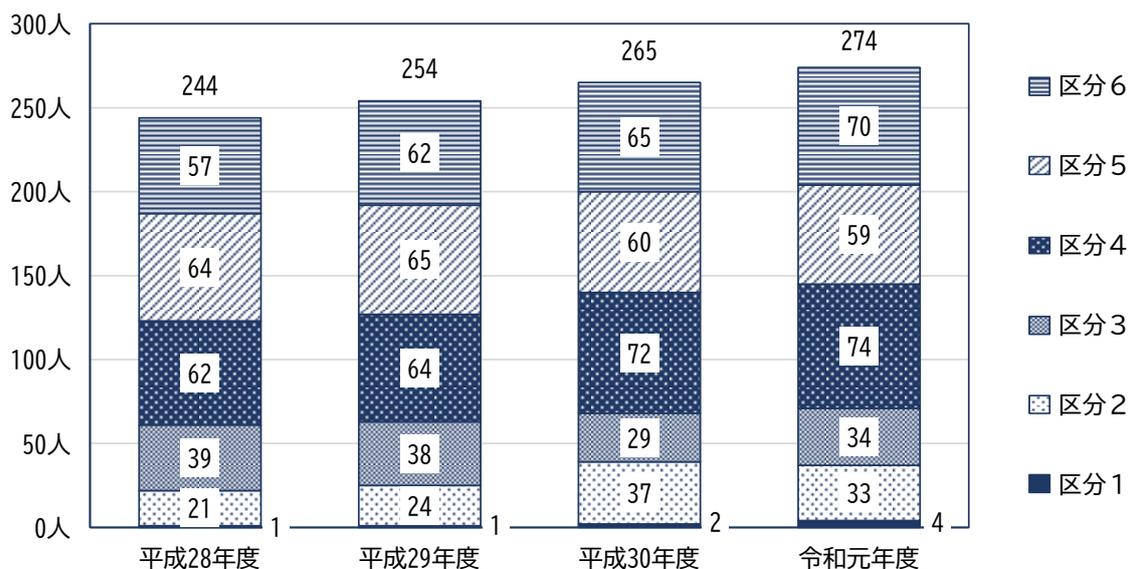
障がい福祉サービス支給決定者数は年々増加しており、令和元年度は438人となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日時点）

### (2) 障害支援区分別認定者数の推移

障害支援区分の認定者は年々増加しており、令和元年度は274人となっています。障害支援区分別でみると、平成28年度から令和元年度にかけて、「区分4」と「区分6」は増加を続けており、令和元年度は「区分4」が74人、「区分6」が70人となっています。

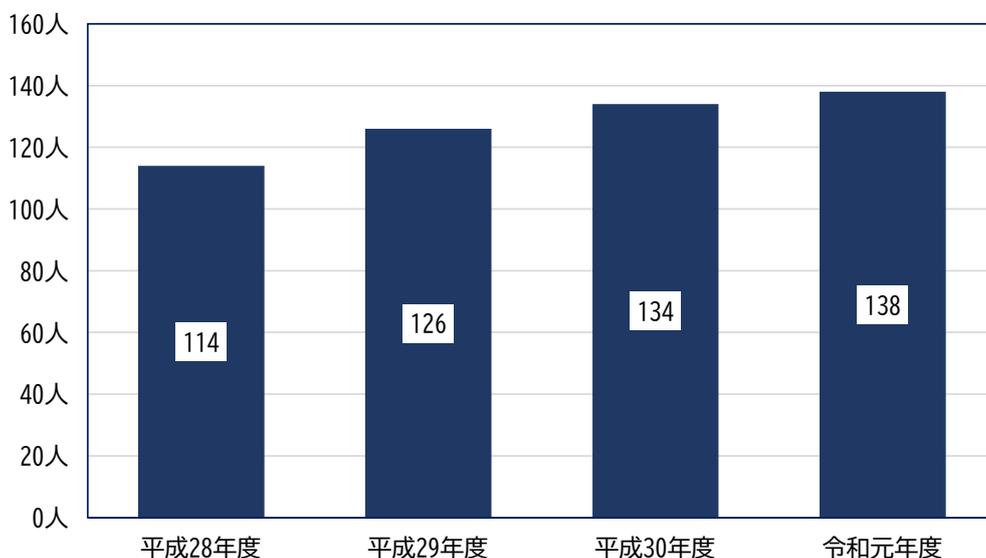


資料：福祉課（各年度3月31日時点）

障害支援区分とは、ひとりひとりの障がいの特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示すものです。

### (3) 地域生活支援事業実利用者数の推移

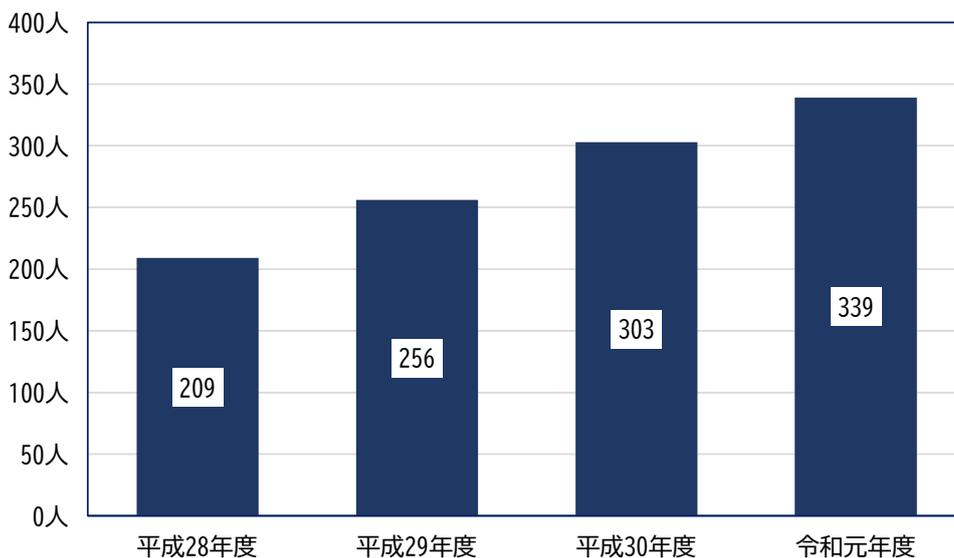
地域生活支援事業の実利用者数は年々増加しており、令和元年度は138人となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日時点）

### (4) 障がい児通所支援支給決定者数の推移

障がい児通所支援支給決定者数は年々増加しており、令和元年度は339人となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日時点）

## 8 調査結果からみる障がい者の現状

### (1) 調査の概要

---

#### 調査の目的

国による障がい者制度改革の推進など、大きく変化するしくみに柔軟に対応し、将来に向けて羽島市の障がい福祉をより一層進めていくために、「羽島市障害福祉計画・障害児福祉計画」の見直しをすることとなり、皆様のご意見を新しい計画に反映させるため、今回調査を実施しました。

#### 調査対象

羽島市在住で、障害者手帳をお持ちの方から無作為抽出

#### 調査期間

令和2年1月15日（水）から1月31日（金）まで

#### 調査方法

郵送による配布・回収

#### 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000 件	485 件	48.5%

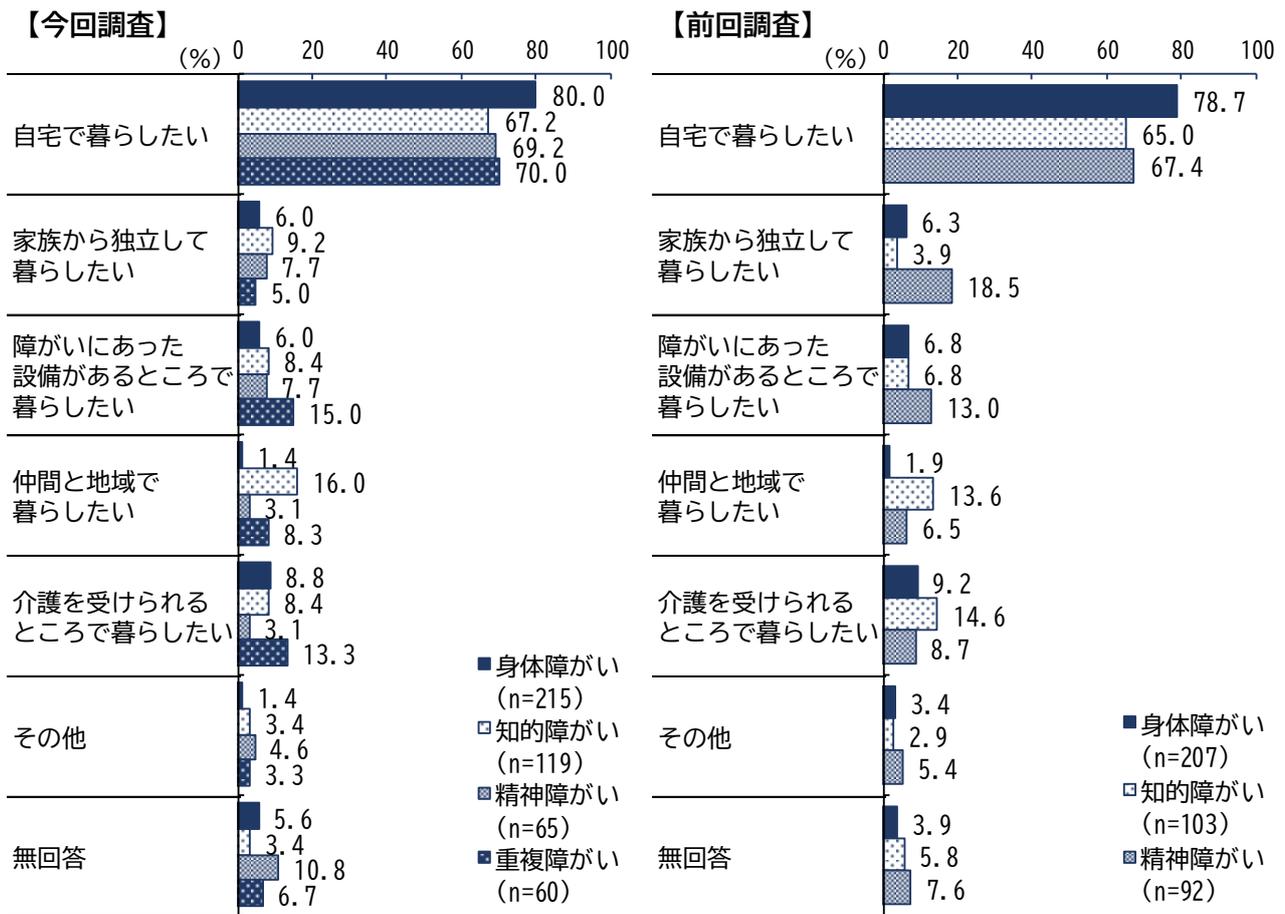
## (2) 調査の結果

### 住まいと暮らしについて

#### 近い将来(5年以内)の暮らし方の希望

いずれの手帳をお持ちの方も「自宅で暮らしたい」が最も高く、なかでも身体障がい者が8割と高くなっています。

前回調査と比較すると、知的障がい者が「家族から独立して暮らしたい」、「仲間と地域で暮らしたい」が、前回調査より高くなっています。



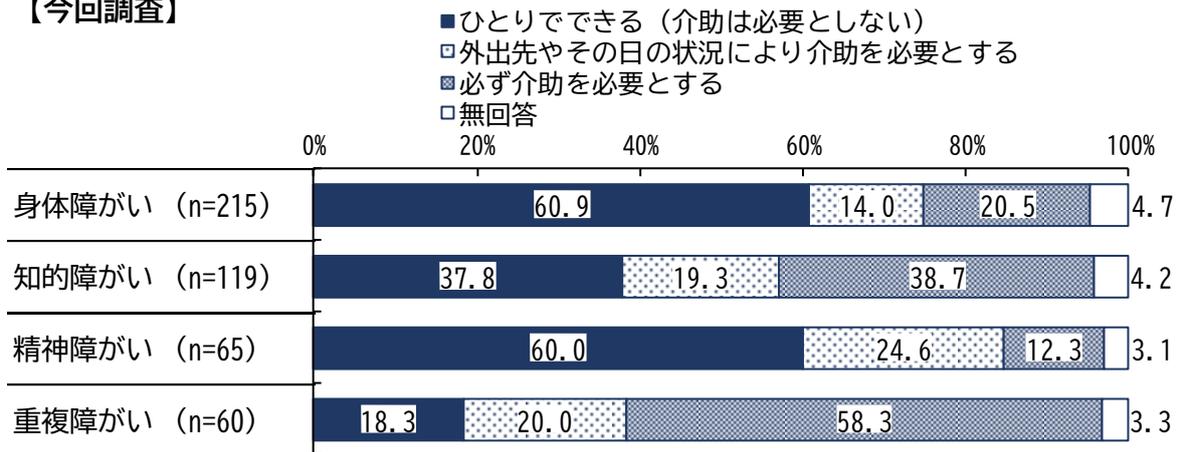
## ■ 外出時の介助の必要性

“介助を必要とする※”方は、重複障がいでは78.3%、知的障がいでは58.0%となっています。

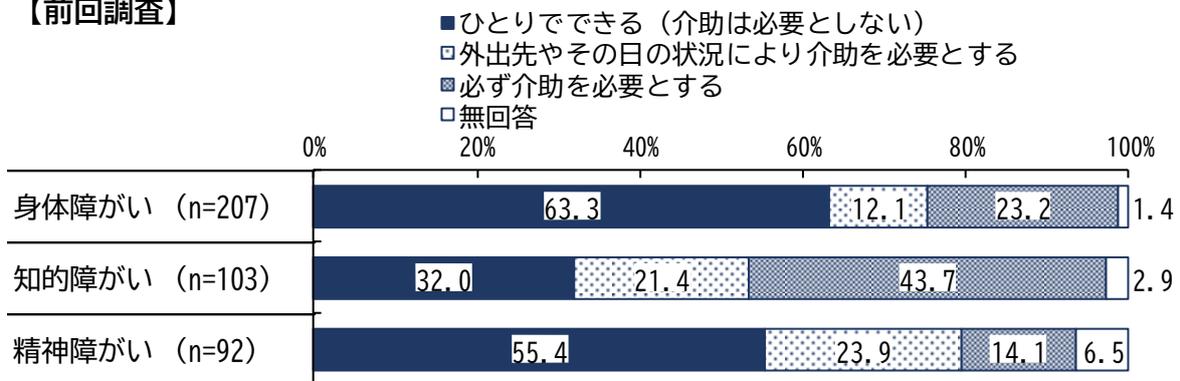
前回調査と比較すると、知的障がいと精神障がいでは「ひとりでできる（介助は必要としない）」が5ポイント前後、前回調査より高くなっています。

※「外出先やその日の状況により介助を必要とする」と「必ず介助を必要とする」を合わせたもの

### 【今回調査】



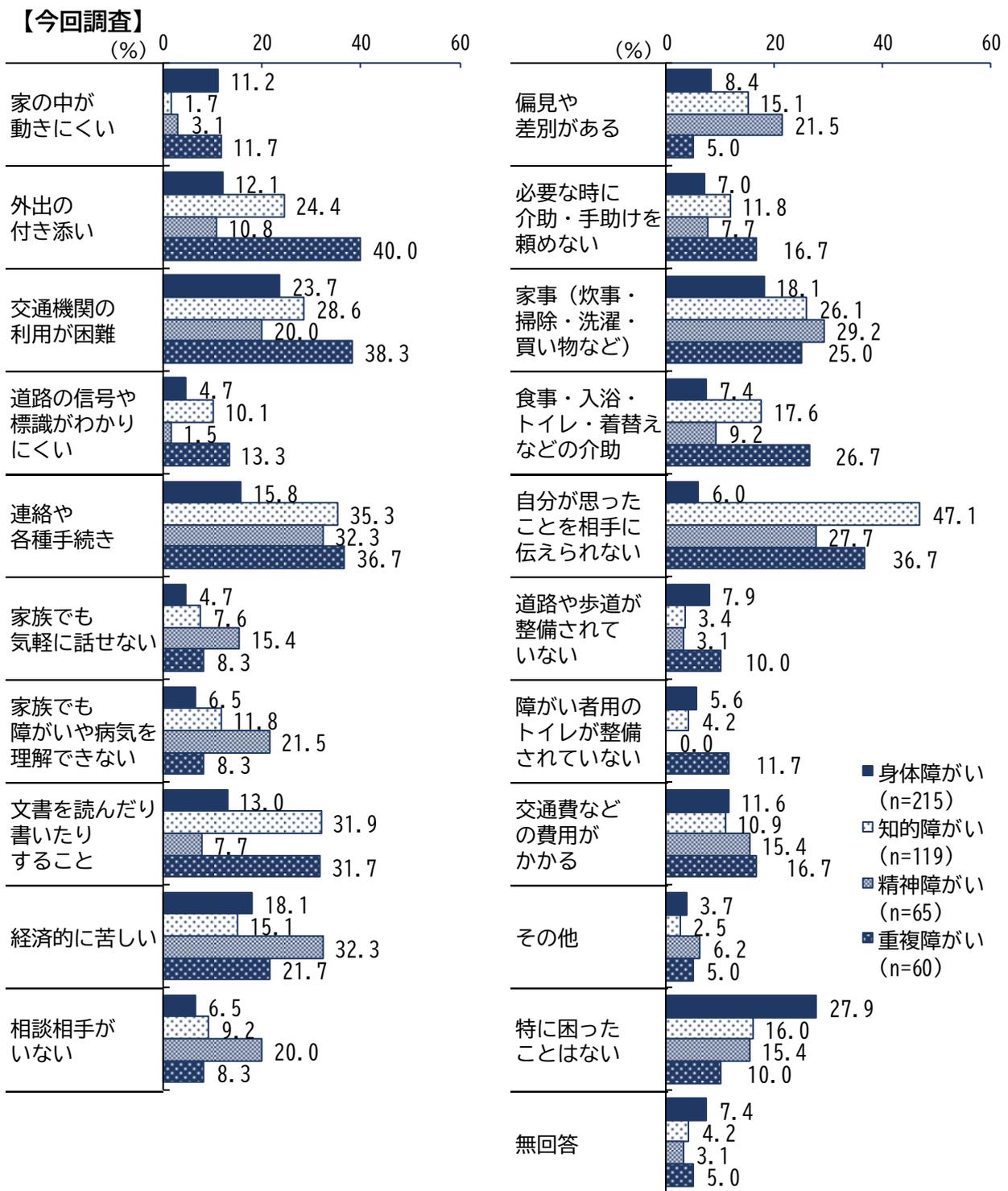
### 【前回調査】



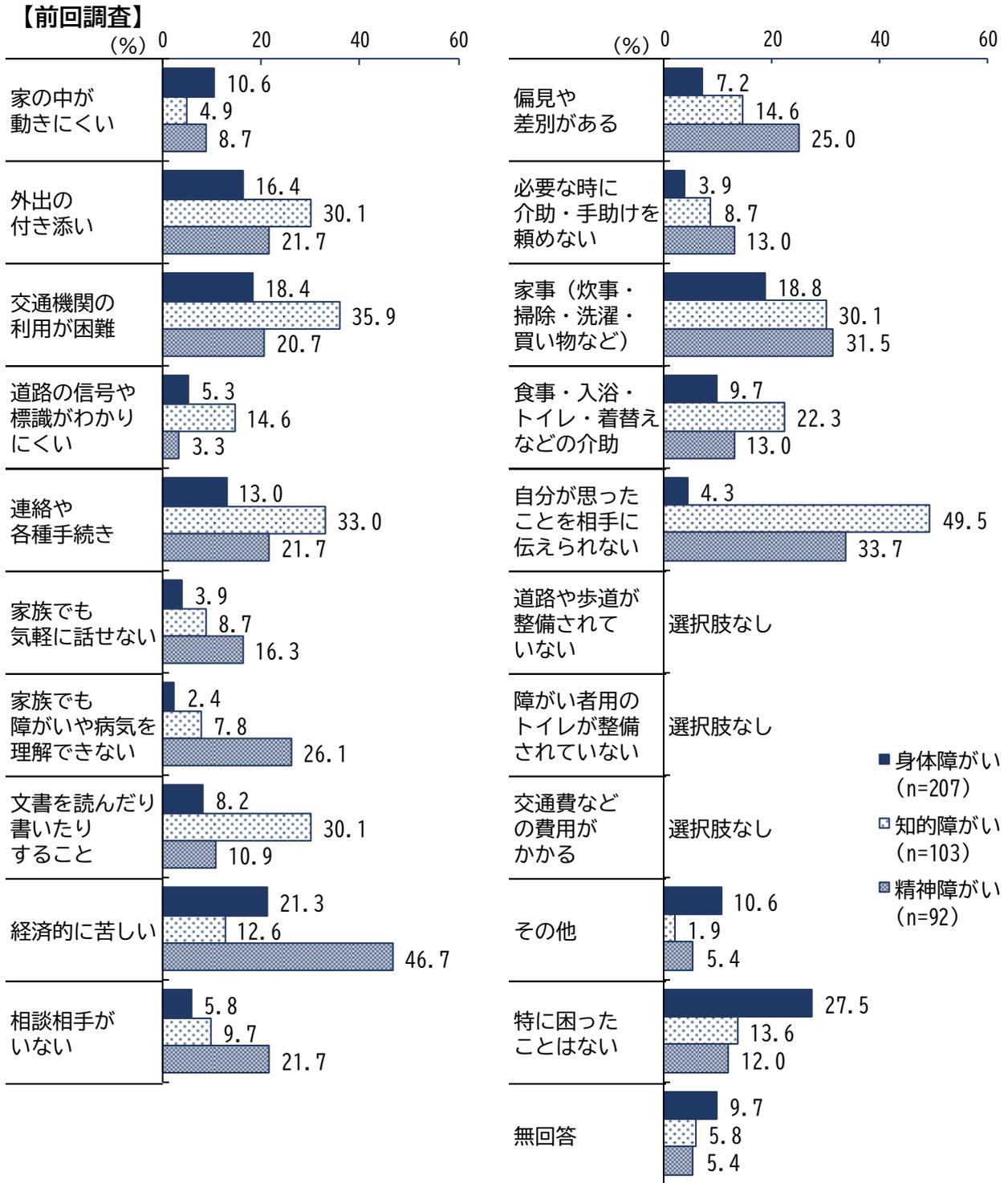
## 日常生活での困りごと

知的障がいでは「自分が思ったことを相手に伝えられない」が47.1%、精神障がいでは「連絡や各種手続き」と「経済的に苦しい」がともに32.3%、重複障がいでは「外出の付き添い」が40.0%と、それぞれ最も高くなっています。

また、身体障がいでは「特に困ったことはない」(27.9%)を除くと、「交通機関の利用が困難」が23.7%と最も高くなっています。



前回調査と比較すると、精神障がい「連絡や各種手続き」が10.6ポイント、身体障がいで「交通機関の利用が困難」が5.3ポイント、それぞれ前回調査より高くなっています。



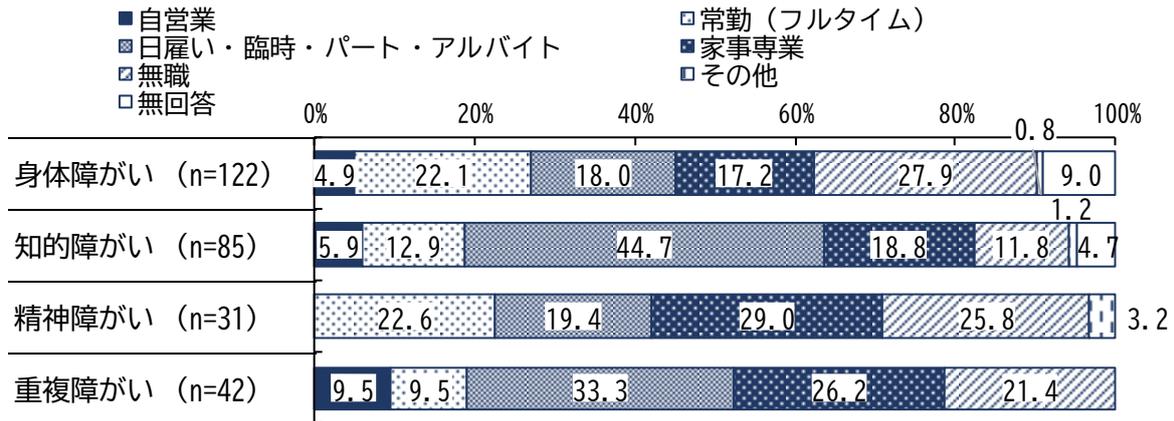
## 主な介助者について

### 主な介助者の就労状況

主な介護者が“就労している※1”方は、知的障がいでは63.5%、重複障がいでは52.3%となっています。一方で、“就労していない※2”方は、精神障がいでは54.8%となっています。

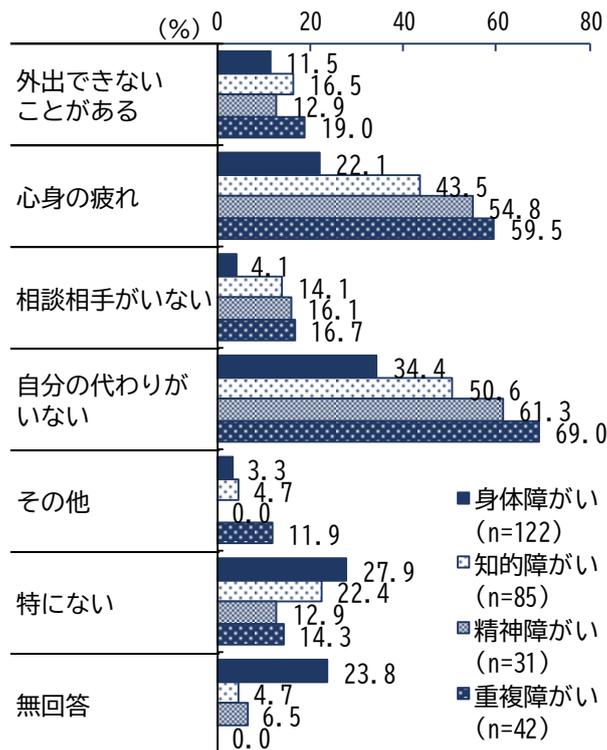
※1 「自営業」と「常勤（フルタイム）」と「日雇い・臨時・パート・アルバイト」を合わせたもの

※2 「家事専業」と「無職」を合わせたもの



### 介護・介助で大変なこと

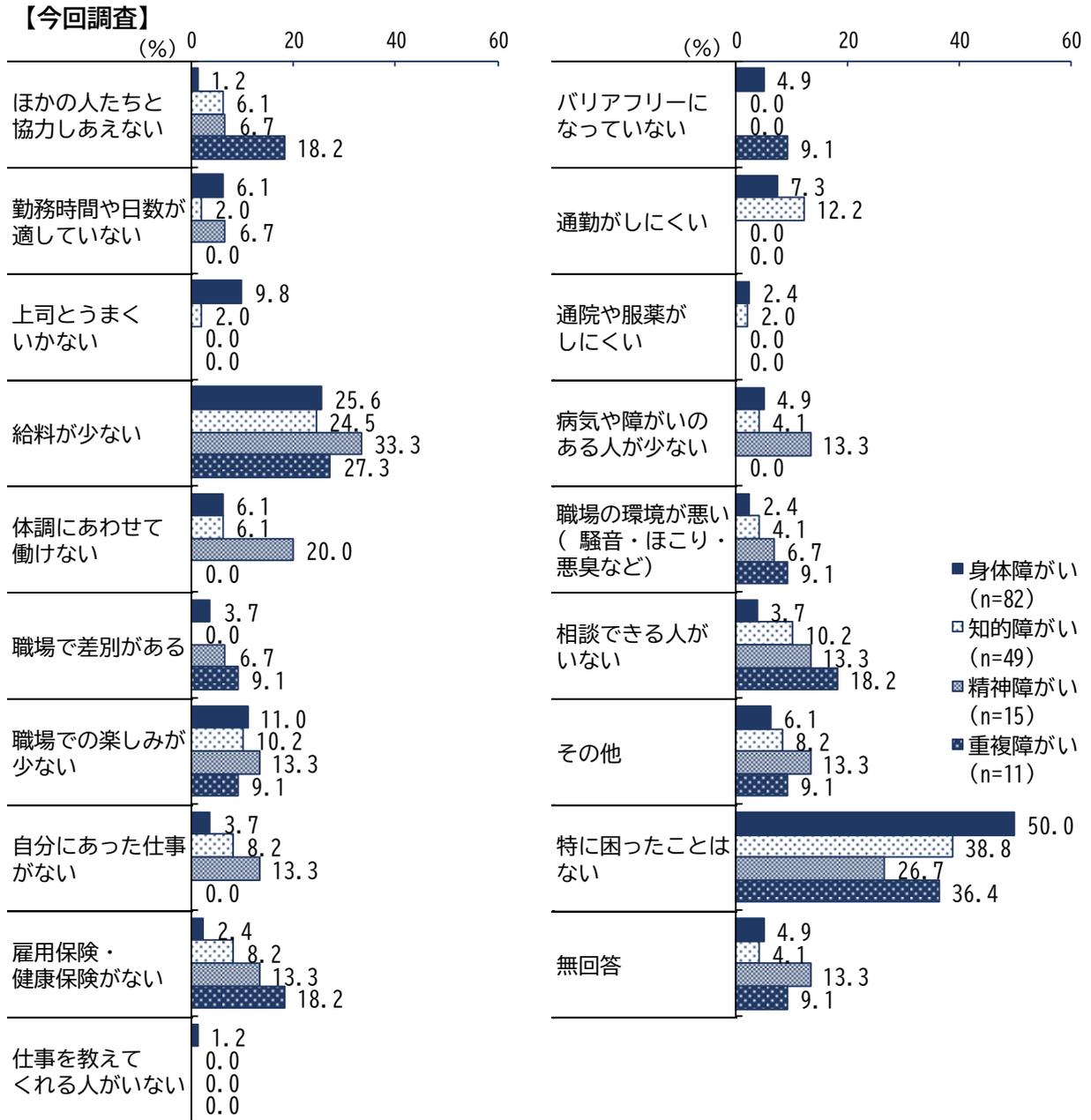
いずれの手帳をお持ちの方も「自分の代わりがない」が最も高く、次いで身体障がいを除いて、「心身の疲れ」となっています。



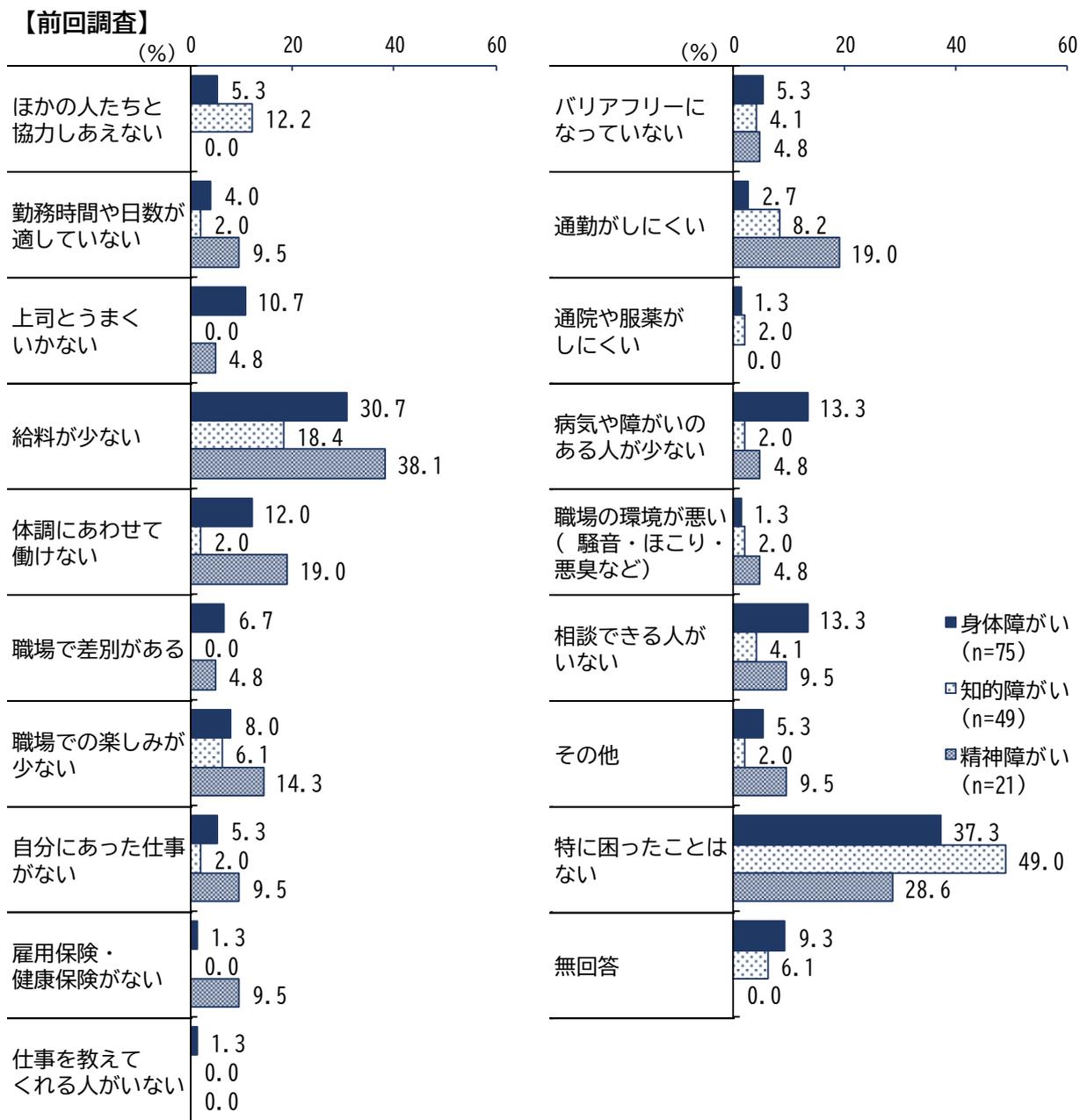
## 就労について

### 職場での困りごと

いずれの手帳をお持ちの方も、「特に困ったことはない」を除いて、「給料が少ない」が最も高くなっています。



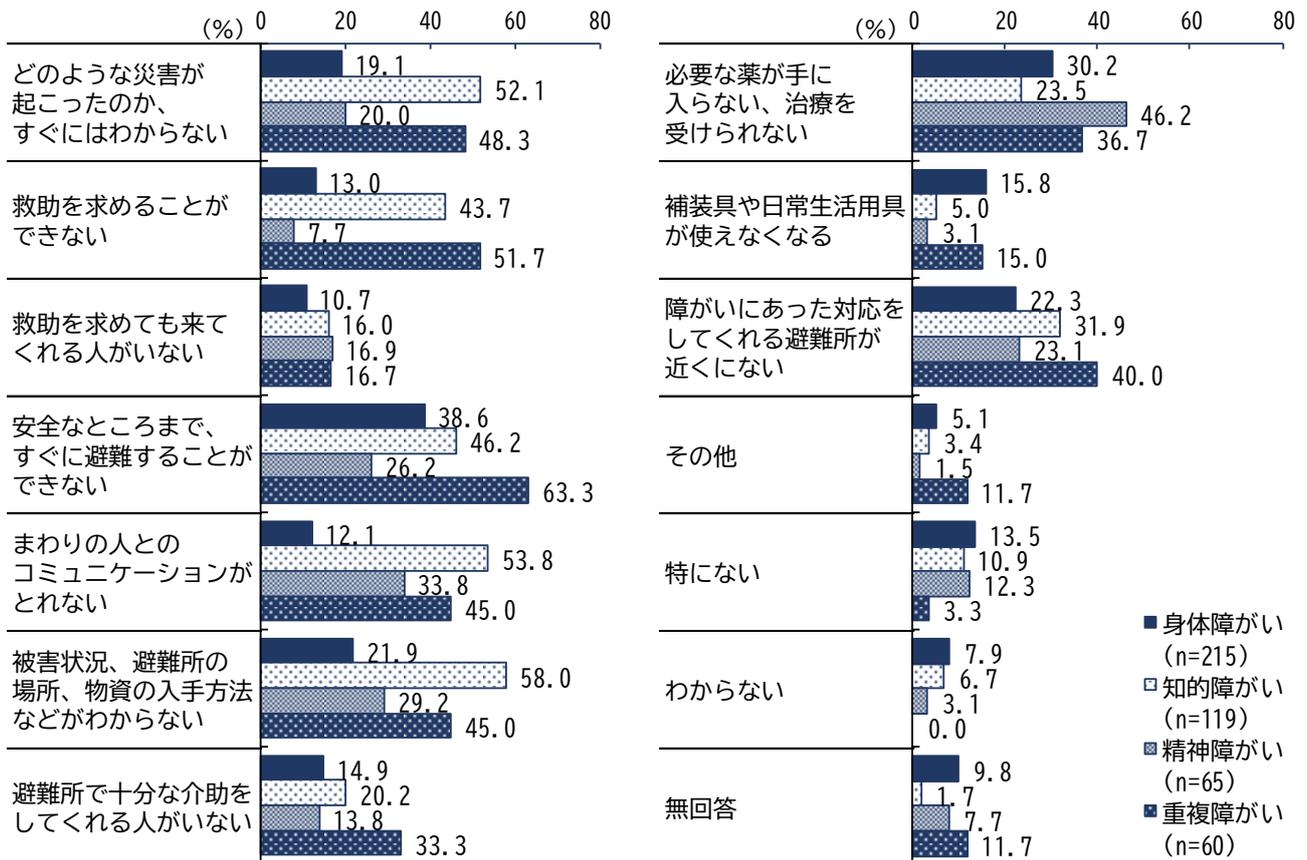
前回調査と比較すると、身体障がいでは「特に困ったことはない」が、前回調査より12.7%高くなっている一方で、知的障がいでは10.2ポイント低くなっています。



## 防災について

### 災害時に困ると思われること

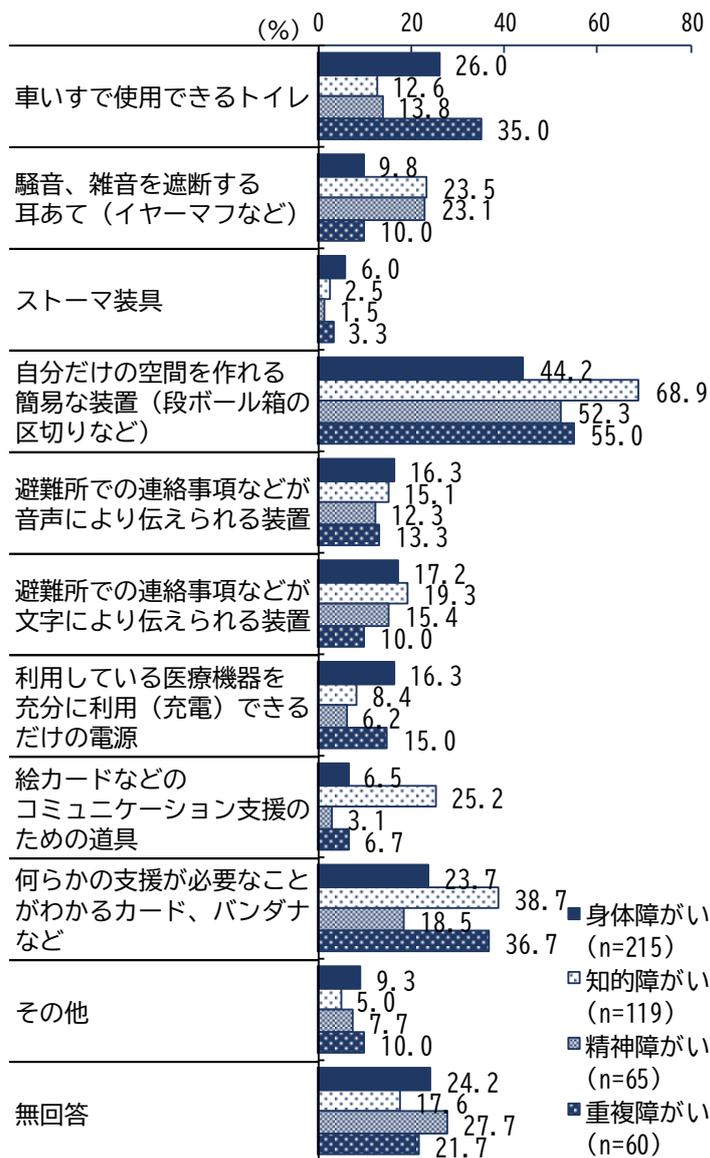
身体障がいでは「安全なところまで、すぐに避難することができない」が38.6%、重複障がいでは同じく63.3%、知的障がいでは「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が58.0%、精神障がいでは「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が46.2%と、それぞれ最も高くなっています。



## 避難所があれば役に立つと思われるもの

いずれの手帳をお持ちの方も、「自分だけの空間を作れる簡易な装置（段ボール箱の区切りなど）」が最も高くなっています。

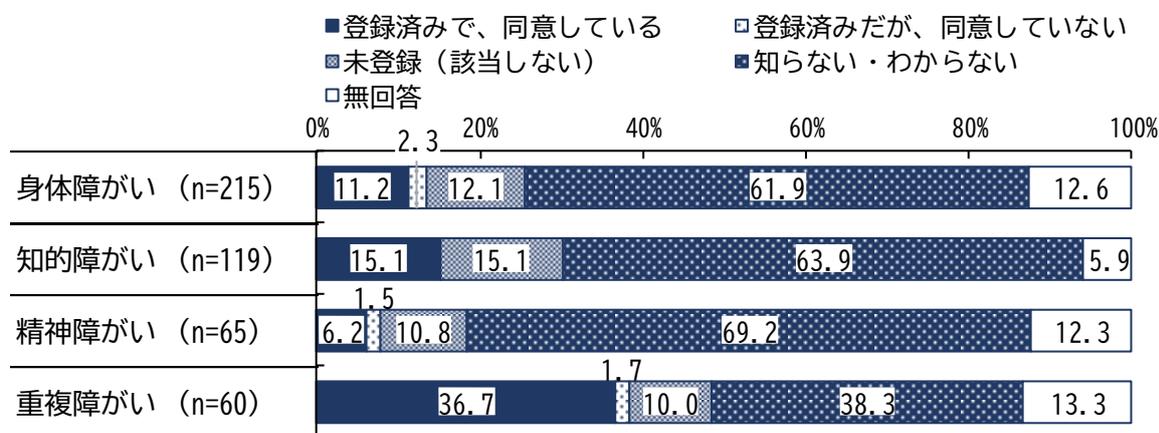
次いで、身体障がいでは「車いすで使用できるトイレ」、知的障がいと重複障がいでは「何らかの支援が必要なことがわかるカード、バンダナなど」、精神障がいでは「騒音、雑音を遮断する耳あて（イヤーマフなど）」が高くなっています。



## 避難行動要支援者名簿の登録状況及び情報の事前提供への同意の有無

身体障がい、知的障がい、精神障がいで「知らない・わからない」が6割を超えています。

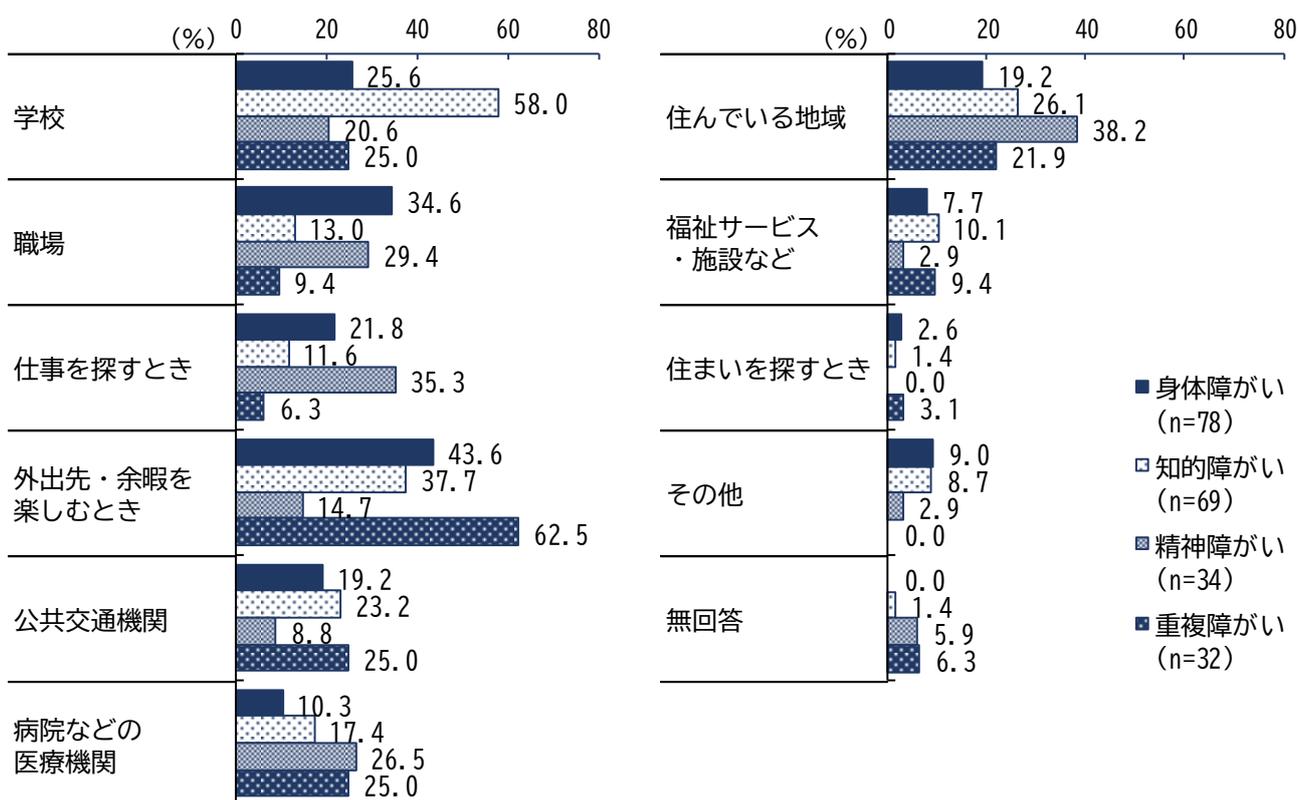
また、重度障がいで「登録済みで、同意している」が36.7%と、他の手帳に比べて高くなっています。



## 障がいの理解と社会参加について

### 差別を受けたり嫌な思いをした場所

身体障がいで「外出先・余暇を楽しむとき」が43.6%、重複障がいで同じく62.5%、知的障がいで「学校」が58.0%、精神障がいで「住んでいる地域」が38.2%と、それぞれ最も高くなっています。

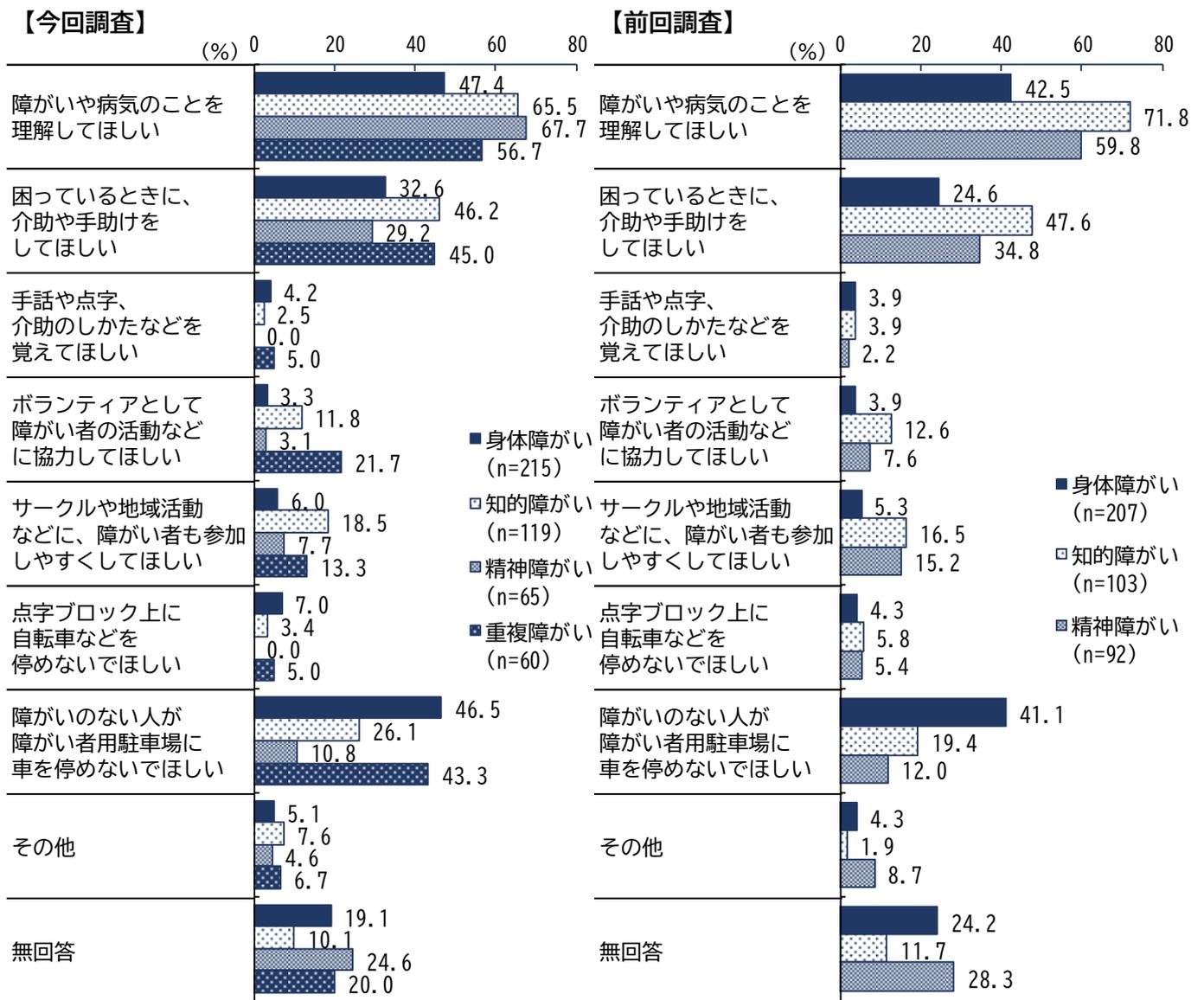


## 周囲の人に理解・協力してほしいこと

いずれの手帳をお持ちの方も、「障がいや病気のことを理解してほしい」が最も高くなっています。

次いで、身体障がいでは「障がいのない人が障がい者用駐車場に車を停めないでほしい」、それ以外の手帳では「困っているときに、介助や手助けをしてほしい」が高くなっています。

前回調査と比較すると、身体障がいでは「困っているときに、介助や手助けをしてほしい」、精神障がいでは「障がいや病気のことを理解してほしい」がそれぞれ約8ポイント、前回調査より高くなっています。

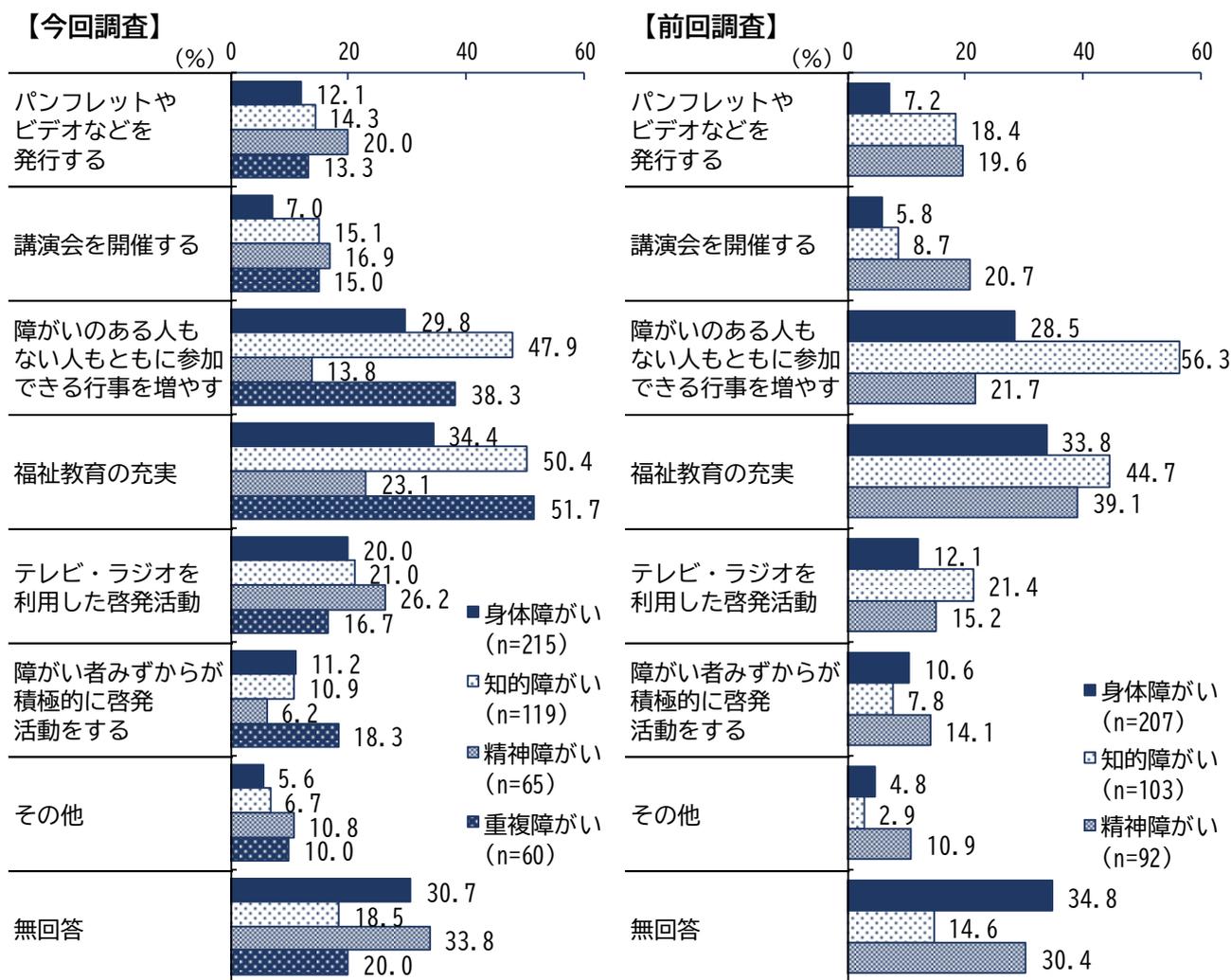


## 障がいや病気を正しく理解するために必要なこと

精神障がいでは「テレビ・ラジオを利用した啓発活動」、それ以外の手帳では「福祉教育の充実」が、それぞれ最も高くなっています。

また、知的障がいでは「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」が47.9%と、他の手帳に比べて高くなっています。

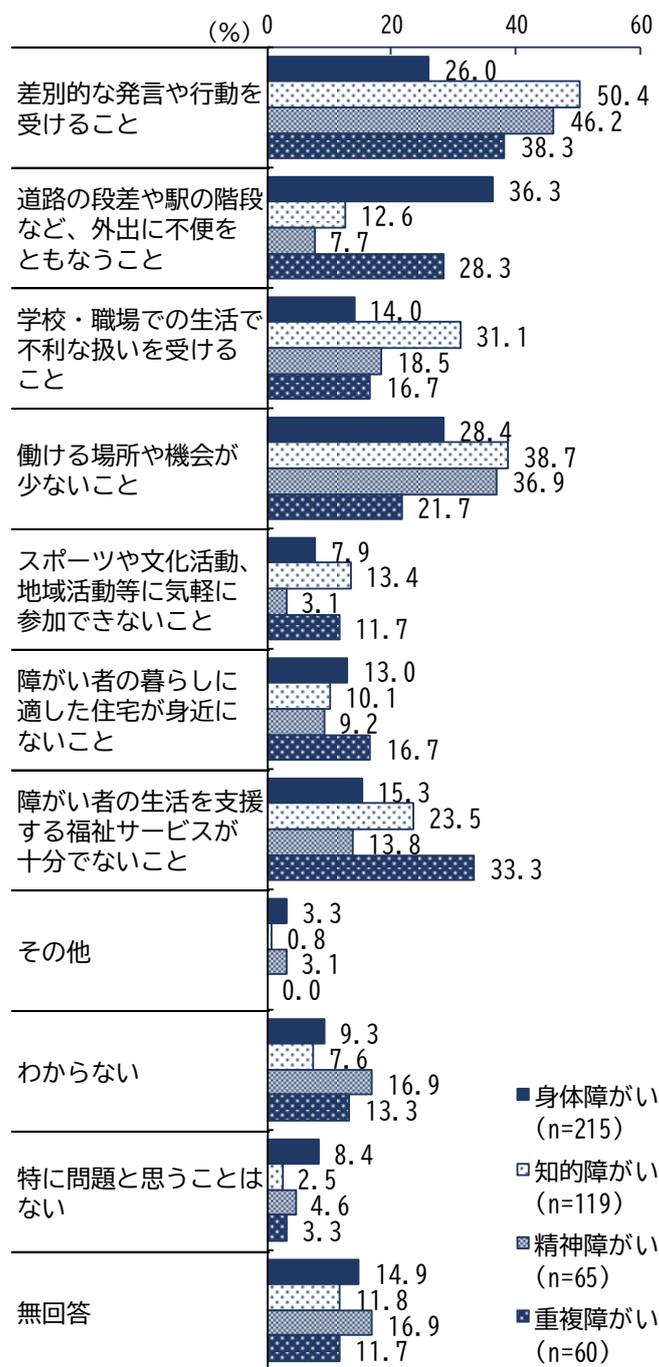
前回調査と比較すると、「テレビ・ラジオを利用した啓発活動」が精神障がいでは11.0ポイント、身体障がいでは7.9ポイント、それぞれ前回調査より高くなっています。



## 障がい者の人権について特に問題があると思われること

身体障がいでは「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」、それ以外の手帳では「差別的な発言や行動を受けること」が、それぞれ最も高くなっています。

また、知的障がいと精神障がいで「働ける場所や機会が少ないこと」が3割台後半となっています。

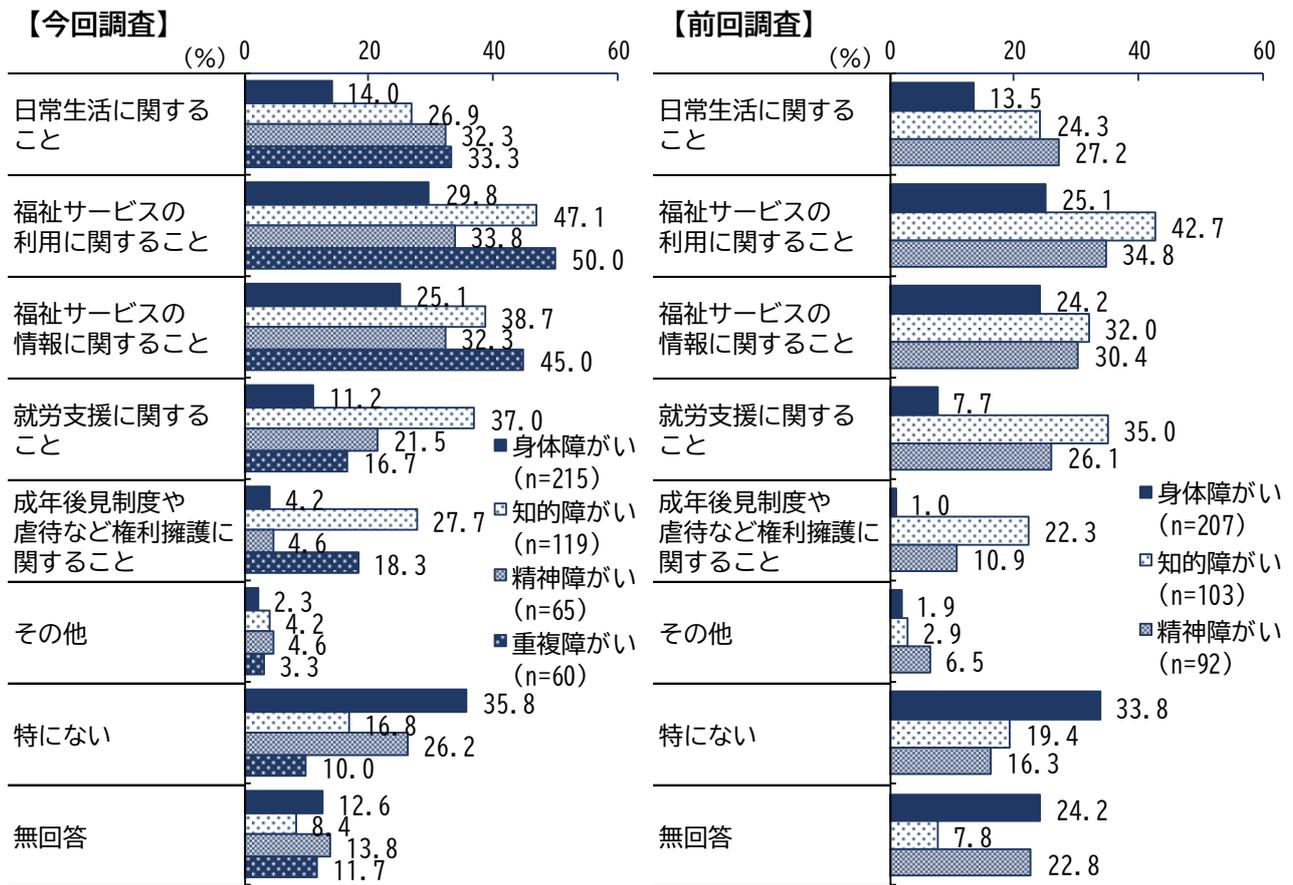


## 日頃の相談について

### ご本人又はご家族が相談したいと思うこと

身体障がいを除いて、「福祉サービスの利用に関すること」が最も高くなっています。

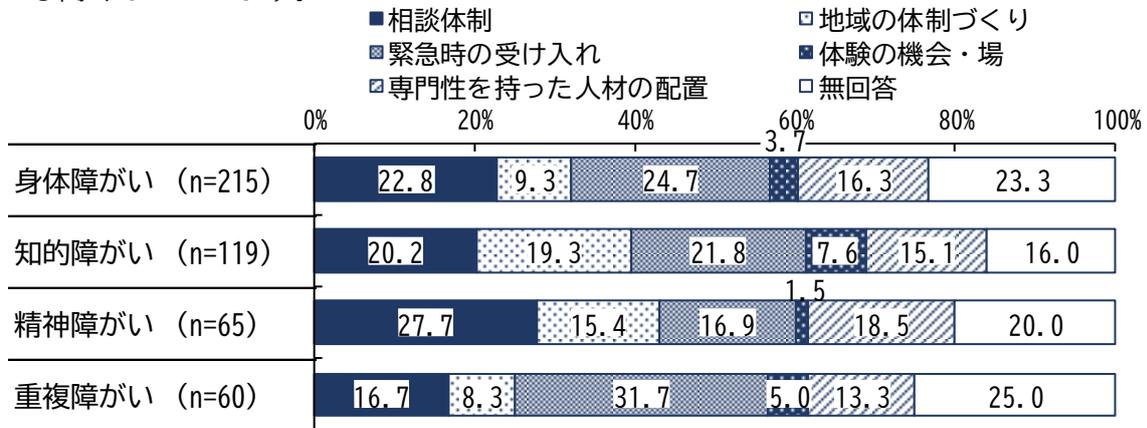
前回調査と比較すると、知的障がいでは「福祉サービスの情報に関すること」が6.7ポイント、精神障がいでは「日常生活に関すること」が5.1ポイント、それぞれ前回調査より高くなっています。



## 福祉サービスについて

### 地域生活をする上で最も充実してほしい支援機能

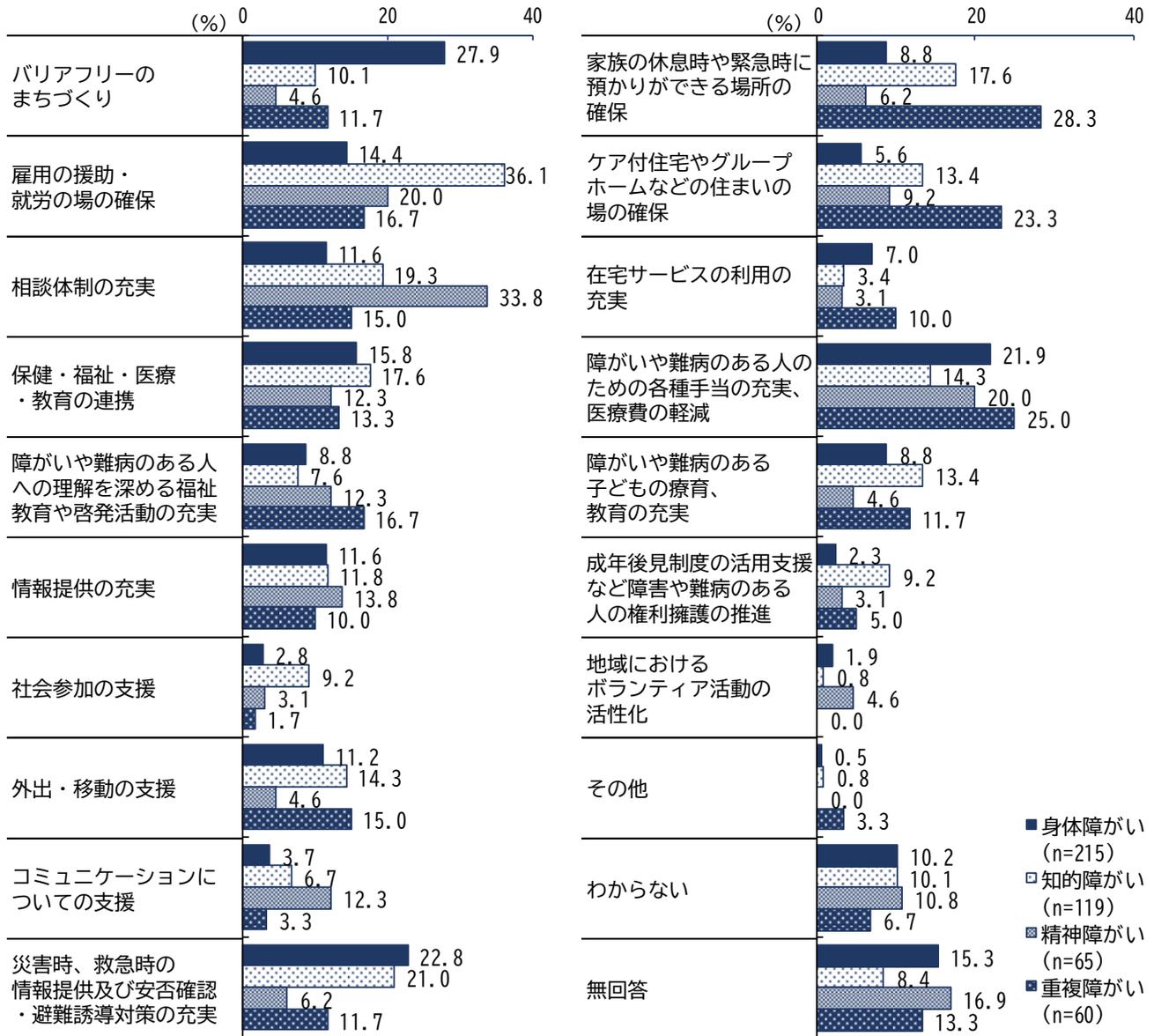
精神障がいでは「相談体制」、それ以外の手帳では「緊急時の受け入れ」が、それぞれ最も高くなっています。



## 今後特に充実すべき障がい福祉施策

身体障がいでは「バリアフリーのまちづくり」が27.9%、知的障がいでは「雇用の援助・就労の場の確保」が36.1%、精神障がいでは「相談体制の充実」が33.8%、重複障がいでは「家族の休息時や緊急時に預かりができる場所の確保」が28.3%と、それぞれ最も高くなっています。

また、知的障がいを除いて、「障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が、それぞれ2割を超えています。



---

## 第3章 基本指針の概要

---

### 1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針

障がい者等の自立支援や地域共生社会の実現に向け、課題となる「入所施設から地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」などを促進するため、国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定します。基本指針の内容は、以下のとおりです。

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

---

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

#### (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

---

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

---

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備に併せて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

## （４） 地域共生社会の実現に向けた取組

---

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

（一）属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

（二）（一）の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

（三）ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

## （５） 障害児の健やかな育成のための発達支援

---

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進する。

## **(6) 障害福祉人材の確保**

---

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## **(7) 障害者の社会参加を支える取組**

---

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

## 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行います。

### (1) 必要とされる訪問系サービスの保障

---

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。

### (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

---

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。

### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

---

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

---

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

### (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

---

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

### (6) 依存症対策の推進

---

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発活動を行うとともに、地域において様々な関係機関が連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

### 3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で令和2年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定しました。

平成28年度末の施設入所者数47人のうち、5人(10.6%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績(見込み)は1人となりました。また、令和2年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者47人から2人(4.3%)を削減するという目標設定に対し、実績(見込み)は1人となりました。

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
平成28年度末	施設入所者数	47人	平成28年度末の施設入所者数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)末	地域生活移行者数	5人 (10.6%)	1人 (見込み)	平成28年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
	削減数	2人 (4.3%)	1人 (見込み)	令和2年度末段階での削減数

#### 国の基本指針

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

「羽島市障害者総合支援協議会」において、保健、医療、福祉関係者による協議の場が設置されており、精神障がいを含め地域における障がい者を支援するに際し、関係団体・機関が課題の認識を共有し、相互の連携強化を図っています。

目標年度	項目	目標	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)末	協議の場の設置	設置	設置	専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

### 国の基本指針

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度に1か所地域生活支援拠点等の整備予定です。

### 地域生活支援拠点等の整備

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)	地域生活支援拠点等	1か所	1か所 (見込み)	令和2年度(2020年度)までに圏域で1か所以上整備

### 国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者から一般就労への移行する人については令和2年度中に一般就労に2人移行するという目標設定に対し、実績（見込み）は1人となっています。

#### 福祉施設から一般就労への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
平成28年度	一般就労移行者数	1人	福祉施設を退所して平成28年度に一般就労した人数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)	一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	1人 (見込み)	福祉施設を退所して令和2年度(2020年度)に一般就労する人数

#### 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

### ② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、令和2年度末に17人とする目標設定に対し、実績（見込み）10人となっています。

#### 就労移行支援事業の利用者数

基準年度	項目	基準値	考え方
平成28年度	就労移行支援事業の利用者数	14人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)	就労移行支援事業の利用者数	17人	10人 (見込み)	令和2年度(2020年度)末において就労移行支援事業を利用する人数

### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所数について、就労移行率が3割以上の事業所数は令和2年度末で0か所となっています。

#### 就労移行支援事業所数

基準年度	項目	基準値	考え方
平成28年度	就労移行支援事業所数	2か所	平成28年度末における就労移行支援事業所数

目標年度	項目	目標値	実績	考え方
令和2年度 (2020年度)	就労移行支援事業所数	2か所	0か所 (見込み)	令和2年度(2020年度)末における就労移行支援事業所数

#### 国の基本指針

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。(②のみ)

### ④ 一般就労への職場定着率

就労定着支援事業では3人の利用者があり、3人とも1年以上利用しているため、職場定着率は10割となっています。

#### 国の基本指針

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

---

国の基本指針では、障がい児支援に関する成果目標が4項目示されています。

### ① 児童発達支援センターの設置

市内社会福祉法人において、児童発達支援センターが平成30年4月に開所されました。

#### 国の基本指針

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

### ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

圏域内において保育所等訪問支援を利用できる体制が整備されています。

#### 国の基本指針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域内及び近隣の事業所を利用することにより、当該対象者が利用できる体制が整備されています。

#### 国の基本指針

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

「羽島市障害者総合支援協議会」において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しています。また、コーディネーターについては、市及び市内相談支援事業所に配置しています。

#### 国の基本指針

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。

## 4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度末	施設入所者数	47人	令和元年度末の施設入所者数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和5年度末	地域生活移行者数	3人 (6.3%)	令和元年度末時点の施設入所者数47人のうち、令和5年度末において6% (2.82人) 以上の人を地域生活に移行する。
	削減数	1人	令和5年度末段階での削減数

#### ■ 国の基本指針

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定

本市では「羽島市障害者総合支援協議会」において保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けています。保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び評価の実施回数は令和3年度以降、各年度1回を見込んでおり、本協議の場への関係者の参加者数は、下記のとおり見込みました。

#### 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

#### 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数			
保健関係者	1人	1人	1人
医療機関	精神科	1人	1人
	精神科以外	0人	0人
福祉関係者	1人	1人	1人
介護関係者	1人	1人	1人
当事者	1人	1人	1人
家族等	1人	1人	1人

### ② 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

本市では精神障がい者の人数が増加傾向にあり、特に共同生活援助に対するニーズの高まりが見込まれることからグループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	1人	1人	2人
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	5人	6人	7人
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	0人	0人	1人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

---

地域生活支援拠点等については、年1回以上運用状況を検証及び検討いたします。

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の検証・検討回数	1回	1回	1回

#### ■ 国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

#### 福祉施設から一般就労への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度	一般就労移行者数	4人	福祉施設を退所して令和元年度に一般就労した人数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和5年度	一般就労移行者数	7人 (1.75倍)	福祉施設を退所して令和5年度に一般就労する人数
	就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	就労移行支援事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
	就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	就労継続支援A型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
	就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	就労継続支援B型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数

#### ■ 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

## ② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

### ■ 国の基本指針

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

## ③ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

### ■ 国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内及び圏域に設置されている児童発達支援センターによる重層的な地域支援体制を継続します。また、圏域内において保育所等訪問支援を利用できる体制を維持するとともに、さらなる充実を図ります。

#### ■ 国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

### ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域内及び近隣の事業所において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制の継続を図ります。

#### ■ 国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続していきます。

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	1人	1人

#### ■ 国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援体制を確保することを目標とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での体制整備を含めて検討します。また、地域の相談支援機関等との連携を強化するとともに、相談支援従事者の人材育成を図ります。目標を達成するために次の取組を実施します。

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			
相談支援事業所や相談支援専門員に助言を行う等の支援者支援の回数	1回	1回	1回
相談支援業務やサービス等利用計画について検討や検証を行う協議の場の実施回数	2回	2回	2回
地域の相談支援事業所を対象として実施する研修会の実施回数	2回	2回	2回
○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			
地域の相談支援機関との連絡調整や連携促進のための会議等の開催回数	1回	1回	1回
地域の相談機関との連携強化のために行う協議会やその部会、運営会議等の開催回数	5回	5回	5回
地域の相談機関との連携強化のために行うその他の取組の実施回数	1回	1回	1回

### ■ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修や情報共有の場に市職員が積極的に参加します。また、県等が行う事業者に対する指導監査等の結果を共有し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制構築を図ります。目標を達成するために次の取組を実施します。

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	5回	5回	5回

### ■ 国の基本指針

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一の十

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

## (8) 発達障がいのある人及びその家族等に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期療育には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が大切です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等による支援が重要になっています。

本市では、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制の構築に向け、下記のとおり見込みました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム <sup>※1</sup> 等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	8人
ペアレントメンター <sup>※2</sup> の人数	0人	1人	2人
ピアサポート <sup>※3</sup> の活動への参加人数	10人	15人	20人

### ※1:ペアレントトレーニングやペアレントプログラム

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。

### ※2:ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

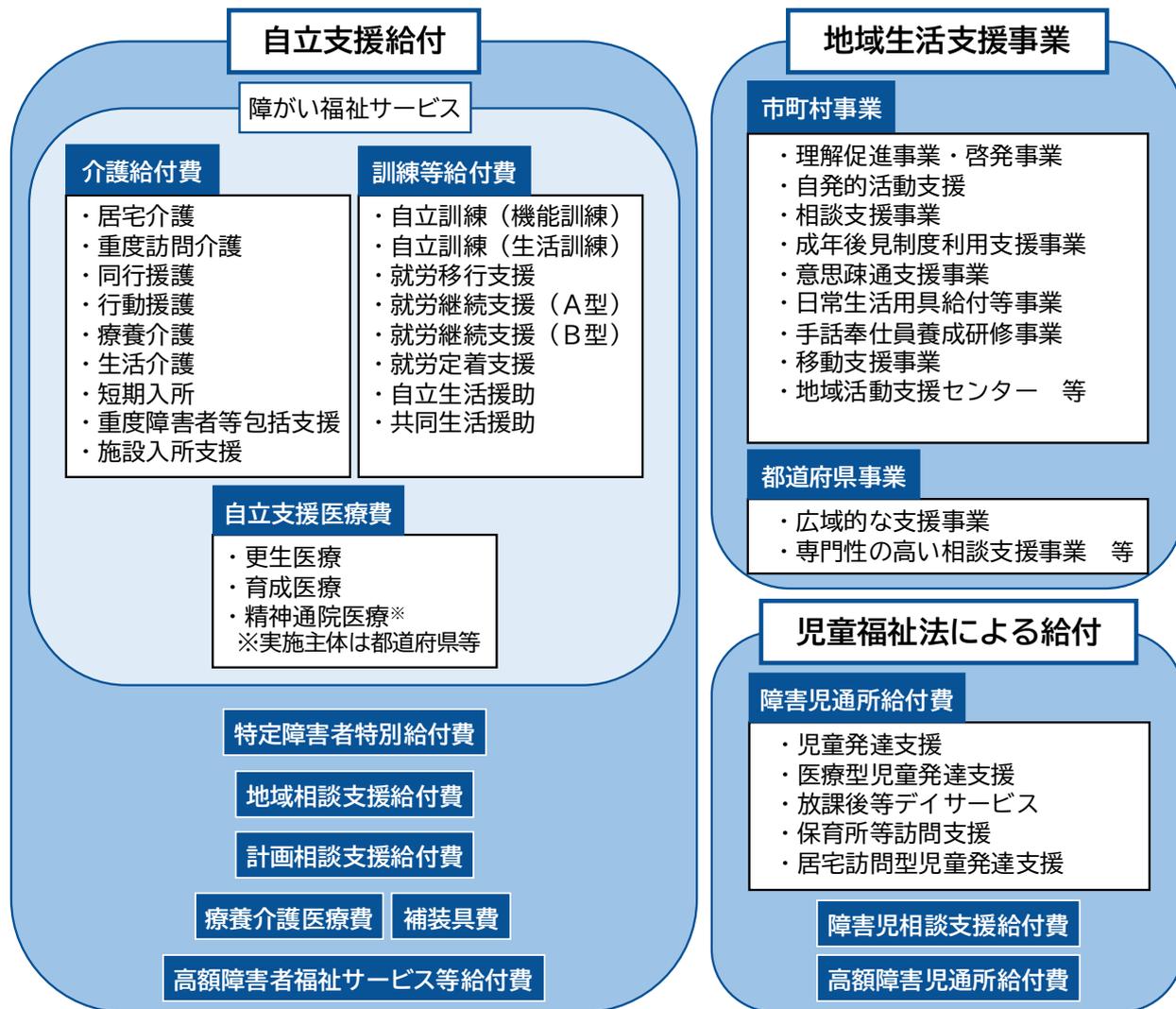
### ※3:ピアサポート

同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等、同じような共通項と対等性をもつ人同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。

# 第4章 障がい福祉サービス提供の見込み量と確保の方策

## 1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・障がい者(身体・知的・精神) ・障がい児	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等の身体介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	・自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人	自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等 包括支援	・ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者などの極めて重度の身体障がい者 ・強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等	視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

### 訪問系サービスの計画と実績(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	人	65	58	58	60	62	65
	時間	823	783	727	805	828	851
重度訪問介護	人	0	0	0	1	1	2
	時間	0	0	0	8	8	15
行動援護	人	7	6	7	7	8	10
	時間	182	127	174	154	188	229
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	1	1
	時間	0	0	0	0	12	12
同行援護	人	5	4	5	4	4	4
	時間	76	17	20	15	14	13

(各年度3月提供実績)

## 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況※

- 居宅介護（ホームヘルプ）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は19人、「今後利用したい」と回答された方は28人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は3施設で、合計62人/月、1施設平均20.67人/月となっています。
- 行動援護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は7人、「今後利用したい」と回答された方は14人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、合計10人/月、1施設平均5人/月となっています。
- 同行援護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は4人、「今後利用したい」と回答された方は11人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は1施設で、5人/月となっています。

※事業所アンケートの結果については、支給決定が羽島市以外の利用者を含んでいます。

## サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 各サービスで今後利用したいと回答している人が増加していることと提供体制が確保されていないサービスの確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、利用実績がないことからサービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- サービスを必要とする人の把握に努め、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報提供を行います。

## （２） 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中かつ常時介護を必要とする障がい者で、ALSなどにより呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6以上の人</li> <li>・筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の人</li> </ul>	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護、日常生活の支援を行います。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）</li> </ul>	常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
短期入所 (医療型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遷延性意識障害児・者、ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者</li> <li>・重症心身障がい児・者</li> </ul>	居宅で介護する方が病気等の場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
短期入所 (福祉型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分が区分1以上である障がい者</li> <li>・障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</li> </ul>	居宅で介護する方が病気等の場合に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な障がい者</li> </ul>	一定期間、地域生活に必要な身体機能の向上を目的とする訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者</li> </ul>	一定期間、地域生活に必要な生活能力の向上を目的とする訓練を行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者</li> </ul>	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を目的とした訓練、就労支援、職場定着支援を行います。
就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満(利用開始時)で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用につなげられなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人</li> </ul>	一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その他の就職に必要な知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(A型)の雇用につなげられなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</li> </ul>	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【非雇用型】

サービスの種別	主な対象者	実施内容
就労定着支援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者で、就労によって環境が変化したことにより、生活面などに課題が生じている人	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### 日中活動系サービスの計画と実績(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	人	5	5	5	5	5	5
生活介護	人	171	177	176	184	192	199
	時間	3,191	3,406	3,485	3,533	3,665	3,802
短期入所 (医療型)	人	4	5	4	5	5	5
	人日	37	38	13	41	44	48
短期入所 (福祉型)	人	22	11	9	9	8	7
	人日	90	51	59	44	38	32
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	9
自立訓練 (生活訓練)	人	2	1	1	1	1	1
	人日	46	9	9	9	9	9
就労移行支援	人	15	10	8	11	11	12
	人日	213	187	160	204	222	241
就労継続支援 (A型)	人	81	84	89	92	100	109
	人日	1,665	1,669	1,737	1,788	1,916	2,053
就労継続支援 (B型)	人	74	74	77	81	89	98
	人日	1,314	1,376	1,460	1,562	1,773	2,012
就労定着支援	人	1	3	3	5	5	5

(各年度3月提供実績)

※人日について「月間の利用者数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算定

## 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 療養介護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は3人、「今後利用したい」と回答された方は8人となっています。
- 生活介護について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は53人、「今後利用したい」と回答された方は41人となっています。前回アンケートと比べると回答数はいずれも多くとなっています。（「現在利用している（前回39人）」、「今後利用したい（前回34人）」）事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は3施設で、合計355人/月、1施設平均118.33人/月となっています。
- 短期入所について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は25人、「今後利用したい」と回答された方は42人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は3施設で、合計17人/月、1施設平均5.67人/月となっています。
- 自立訓練について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は11人、「今後利用したい」と回答された方は17人となっています。
- 就労移行支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は9人、「今後利用したい」と回答された方は15人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は1施設で、6人/月となっています。
- 就労継続支援（A型）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は22人、「今後利用したい」と回答された方は19人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、合計36人/月、1施設平均18人/月となっています。
- 就労継続支援（B型）について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は20人、「今後利用したい」と回答された方は24人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は6施設で、合計132人/月、1施設平均22人/月となっています。

## サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 近隣自治体等と連携し、市内に限らず、市外事業所でもサービスが提供できるよう努めます。また、サービス提供事業者とも連携し、利用ニーズに応えるサービス提供ができるように、利用定員の拡充と新たな事業所の参入を促進していきます。
- 就労移行支援については、障がい者の一日も早い自立生活を目指すために、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- 特別支援学校の生徒等、就労継続支援B型事業を利用するにあたっては、あらかじめ就労移行支援事業を利用してアセスメントを行うことが必須になっています。
- 特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、対象者に対して十分な情報を提供できるよう努め、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者（身体・知的・精神）で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を利用している人</li> <li>介護を必要とせず、就労している人</li> </ul>	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上で必要性が認定されている援助を行います。
（日中サービス支援型共同生活援助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者</li> </ul>	利用者が地域生活を送ることができるよう、日常の介護や外出、余暇活動等の社会生活上の支援を行います。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護を必要とする障がい者（身体・知的・精神）で、障害支援区分が区分4以上の人</li> </ul>	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者でひとり暮らしを希望する人</li> </ul>	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等を行い、課題解決に向けた相談・助言等を行います。

#### 居住系サービスの計画と実績（1月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助	人	36	38	42	42	46	51
施設入所支援	人	45	48	47	47	47	46
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

(各年度3月提供実績)

#### 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 共同生活援助について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は9人、「今後利用したい」と回答された方は12人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は4施設で、合計143人/月、1施設平均35.75人/月となっています。
- 施設入所支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は22人、「今後利用したい」と回答された方は34人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、合計122人/月、1施設平均61人/月となっています。

## サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 今後もサービス提供体制の確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- 入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。
- 日中サービス支援型共同生活援助については、開かれたサービス提供体制となるよう、関係者間で情報共有に努めます。
- 施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、事業所と連携を図りながら利用者ニーズに応じて、住み慣れた地域での居住の場の確保に努めます。

### (4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請の際、利用者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を踏まえてサービス等利用計画案を作成します。支給決定後はサービス事業者等と連絡調整を行い、計画を作成します。 また、継続して障がい福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	18歳以上の障がい者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談や外出時の同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをしている障がいのある方等を対象に、常時支援するための連絡体制を整備します。

### 相談支援サービスの計画と実績(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人	134	135	126	142	150	158
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	2

(各年度3月提供実績)

## 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 計画相談支援について、事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は4施設で、合計181人/月、1施設平均45.25人/月となっています。
- 地域移行支援について、事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、2施設とも0人/月となっています。
- 地域定着支援について、事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、2施設とも0人/月となっています。

## サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 利用計画は障がい福祉サービスの支給決定に必要です。羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会等において、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し、相談支援専門員の質の向上の促進を図ります。
- 障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。
- すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。

## 第5章 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で妨げになる「社会的障壁」や「心理的障壁」を除去するため、障がいのある方への理解を深めるための啓発を行います。また、交流会活動や災害対策等といった、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

#### 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込み

サービス 種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修 ・啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

## (2) 相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。また、羽島市障害者総合支援協議会の運営を行い、地域の相談支援体制やネットワークを構築します。さらに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター等の機能の強化を行います。

### 相談支援事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	1	1	1	1

## (3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方等で、補助を受けなければその利用が困難な方に対して費用の助成を行います。

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村では成年後見等の権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワーク機能を効果的に発揮するための機能を果たす中核機関の整備に努めることとされています。

### 成年後見制度利用支援事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1

#### (4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するために研修を開催します。

##### 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業の見込み(1年あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	回	140	117	28	128	140	153
要約筆記派遣事業	件	4	8	4	10	11	13
手話奉仕員養成講座	人	8	8	14	14	10	10

#### (5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

##### 日常生活用具給付等事業の見込み(1年あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件	4	2	3	3	2	2
自立生活支援用具	件	1	6	6	5	5	4
在宅療養等支援用具	件	12	22	22	23	23	24
情報・意思疎通支援用具	件	2	3	4	4	4	5
排せつ管理支援用具	件	1,565	1,616	1,664	1,636	1,656	1,676
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	2	2	2	2

## (6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出の際の移動支援を行います。

### 移動支援事業の見込み(1月あたり)

サービス 種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	人	126	120	58	135	152	171
	時間	1,013	838	491	896	959	1,026

## (7) 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行います。

### 地域活動支援センター事業の見込み

サービス 種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援 センター事業	か所	5	5	5	5	5	5

### 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 相談支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は45人、「今後利用したい」と回答された方は42人となっています。前回アンケートと比べると「今後利用したい」と回答する方が多くなっています(前回35人)。
- 意思疎通支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は3人、「今後利用したい」と回答された方は8人となっています。
- 移動支援事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は41人、「今後利用したい」と回答された方は29人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は2施設で、合計120人/月、1施設平均60人/月となっています。
- 地域活動支援センター事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は9人、「今後利用したい」と回答された方は9人となっています。

### サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 羽島市障害者総合支援協議会にて、情報の共有、困難事例の検討会などを行い、相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 今後もサービス提供体制の確保を図り、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。
- 障がいのある方の社会参加や自立を図るため、多様なニーズに沿った事業展開を進めていきます。

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

#### 訪問入浴サービス事業の見込み(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	2	2	2	2
	人	5	6	5	7	7	8

### (2) 日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族が一時的な休息をとれるように、障がいのある方の日中における活動の場を確保します。

#### 日中一時支援事業の見込み(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	か所	2	3	5	5	5	5
	人	3	12	7	12	12	12

### (3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な方に対し、点訳、音訳その他障がいのある方にわかりやすい方法により、市の広報等、障がいのある方が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。

#### 点字・声の広報等発行事業の見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点字・声の広報等発行事業	か所	1	1	1	1	1	1

## (4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい及び知的障がいのある方に対し、普通自動車の免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、身体障がいのある方で免許の条件が付されている方に対し、自己が所有する自動車の操行装置等を改造する費用の一部を助成します。

### 自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み(1年あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	7	1	4	4	4	3

### 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 訪問入浴サービス事業について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は10人、「今後利用したい」と回答された方は10人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は1施設で、6人/月となっています。
- 日中一時支援事業について、事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は1施設で、6人/月となっています。

### サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 今後もサービス提供体制の確保を図り、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

## 第6章 障がい児福祉サービス提供の見込み量と確保の方策

### (1) 障がい児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）

障がい児通所支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	・就学前の障がい児	児童発達支援センター・児童発達支援事業所において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	・就学している障がい児	放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施するとともに、居場所づくりも行います。
保育所等訪問 支援	・保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員・保育士等が保育所等を訪問し、障がい児本人と訪問施設のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達 支援	・上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 障がい児通所支援の見込み(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人	118	126	106	128	130	132
	人日	604	684	754	720	758	798
放課後等 デイサービス	人	166	172	169	198	228	262
	人日	2,196	2,215	2,125	2,693	3,275	3,982
保育所等訪問 支援	人	0	0	0	1	1	2
	人日	0	0	0	2	2	3
医療型児童発達 支援	人	6	6	4	6	7	7
	人日	36	36	18	41	46	52
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	1	1	2
	人日	0	0	0	10	10	15

(各年度3月提供実績)

※人日について「月間の利用者数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算定

## (2) 障がい児相談支援(利用援助・モニタリング)

障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成する障害児支援利用援助と、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を図る継続障害児支援利用援助を行います。

### 障がい児相談支援の見込み(1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児相談 支援	人	105	121	96	130	139	149

(各年度3月提供実績)

### (3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の整備に努めます。

#### 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関する見込み

種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所	人	16	26	18	20	20	20
認定こども園	人	8	5	7	7	7	7
放課後児童健全 育成事業	人	0	0	0	0	0	0
西部幼稚園 (参考)	人	16	15	19	22	20	18

#### 調査結果からみる障がい福祉サービスの利用状況

- 児童発達支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は16人、「今後利用したい」と回答された方は3人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は6施設で、合計507人/月、1施設平均84.5人/月となっています。
- 放課後等デイサービスについて、アンケートで「現在利用している」と回答された方は41人、「今後利用したい」と回答された方は36人となっています。事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は7施設で、合計110人/月、1施設平均15.71人/月となっています。
- 保育所訪問支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は2人、「今後利用したい」と回答された方は1人となっています。
- 医療型児童発達支援について、アンケートで「現在利用している」と回答された方は5人、「今後利用したい」と回答された方は4人となっています。
- 障がい児相談支援について、事業所アンケートで令和元年度の受け入れ実績を聞いたところ、回答数は4施設で、合計98人/月、1施設平均24.5人/月となっています。

#### サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 児童発達支援については、サービス提供体制の確保を図るとともに、「児童発達支援ガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。
- 放課後等デイサービスについては、サービス提供体制の確保を図るとともに、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。
- 保育所等訪問支援については、羽島市にサービス事業所がないため、事業所の施設整備などを支援していきます。

- 医療型児童発達支援については、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- 近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。

---

## 第7章 計画推進体制

---

### (1) 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

---

近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれていない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが重要です。

そのため、広報紙や各種パンフレット、ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるために本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

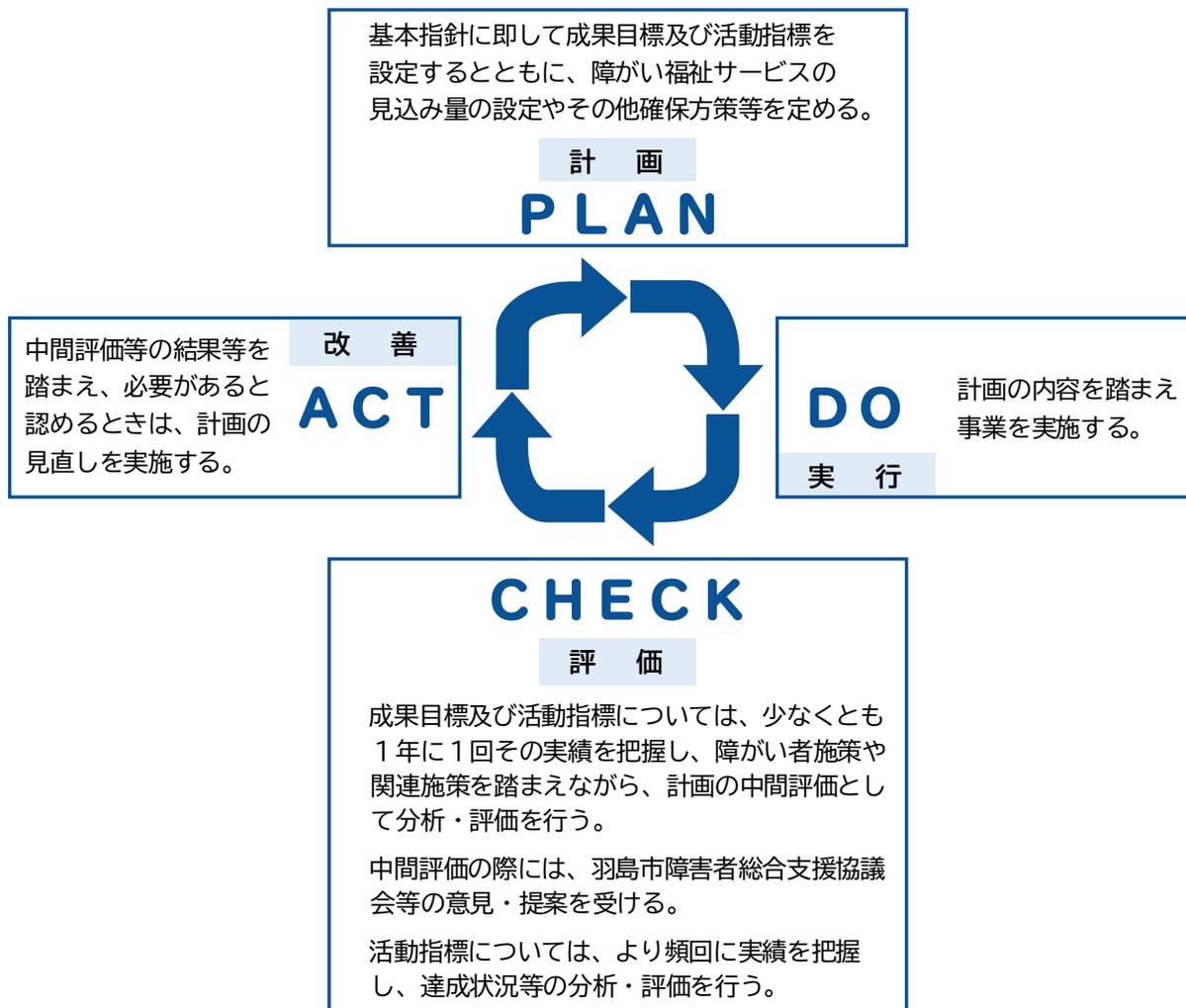
### (2) 関係機関等の連携

---

障がい者関連団体やボランティア・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との協働を進め、各種事業の推進を図ります。

### (3) 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、評価結果の公表を行い、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。



第6期羽島市障害福祉計画・第2期羽島市障害児福祉計画

令和3年3月発行

編 集 ・ 発 行

羽島市健福祉部福祉課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL:058-(392)-1111

FAX:058-(394)-0025

e-mail:fukushi@city.hashima.lg.jp